

1 2 月 1 1 日 (火曜日)

第 3 日 目

---

---

平成19年12月11日（火曜日）

---

議事日程第3号

平成19年12月11日（火曜日）

開 議 午前10時

第1 一般質問

質 問

応 答

第2 議案等の付託

散 会

---

本日の会議に付した事件

日程第1 一般質問

1. 吉 原 正 君

(1) 農業振興について

- ① 品目横断的経営安定対策の推進状況は
- ② バイオエタノールへの取り組みについて
- ③ 比内地鶏の地元産地としての今後の取り組みについて

(2) 災害復旧と防災について

- ① 犀川橋下流の災害復旧と永久的な対策として川幅の拡張工事の早期実現について
- ② 萩下橋下流部について

(3) 下水道事業について

- ・ 今後は市設置型の合併浄化槽の事業に転換していくべき

2. 仲 沢 誠 也 君

(1) 大館市の財政について

- ① 職員のプロ集団、プロ職員を育てることが必要
- ② 11月15日の決算特別委員会の市長の自信ある答弁は何によって裏打ちされての答弁なのか

(1) 大館市の防災対策について

- ① 今回の豪雨の被害、対策本部について
- ② 大館市の地域防災計画の見直しについて

(3) モラル都市宣言について

(4) 未納・滞納を解消し自殺者の救助を

- ・ 過払い金を取り戻し、未納・滞納を過払いで救助
- (5) 行政の通信簿の報告書について
- ・ 事業の見直しや制度の再検討を
- (6) 小学校統廃合後の利活用について
- (7) 小中一貫校と小中一貫教育について
- ① 財政面から見た一貫校について
  - ② 子供の発達上の段差を踏まえた教育について
3. 安部 貞 榮 君
- (1) 交流人口の促進について
- ① 団塊世代への対応について
  - ② 「子ども農山漁村交流プロジェクト」の取り組みについて
- (2) 基幹産業の一つ、農業をどうするか
- ・ 長期にわたって農業に勇気と希望が持てる市の（仮称）農業振興推進条例の策定について
- (3) バイオ燃料の取り組みについて
- (4) 合併特例事業債及び過疎対策事業債について
- (5) 総合支所管内の振興策について
- ・ 新たな掘り起こしについて
4. 相馬 エミ子 君
- (1) 市長の政治姿勢について
- ① 歳出削減が進められる中で、市民の負託に今後どうこたえていくのか
  - ② 来年度の当初予算に向けて何を優先させ選択するつもりなのか
- (2) 機構改革について
- ① なぜ分庁舎か
  - ② 市民サービスの低下につながる
  - ③ 業務内容が受付に集約され、その業務量がどれぐらいなのか
  - ④ 管理者責任を1人の部長が担うことになるとすれば、果たして問題がないのか
  - ⑤ 人員削減についてどのようなお考えなのか
- (3) 公営企業法全部適用について
- ① 現在のままでも管理者を置くことができる
  - ② 公営企業法全部適用の導入については先送りする考えはないのか
  - ③ 管理者の任命について
- (4) 防災対策のあり方について
- ① 防災マニュアルが機能していたのか

- ② 危機管理体制について
- ③ 防災体制について見直しする考えはないのか
- ④ 市単独の防災訓練について
- (5) 斎場で発生した火葬炉燃焼停止事故について
  - ① 委託料のあり方について
  - ② 指定管理者制度を導入している3施設についても、今一度点検する必要がある
  - ③ 再発防止に向けての指導の徹底や改善策について
  - ④ 責任者としての市長の姿勢について

5. 八木橋 雅 孝 君

- (1) 豪雨災害の被害救済は十分に行われているか
  - ・ 一定の基準に満たない被災者を市独自の政策で救援できないか
- (2) 比内地鶏偽装問題について
  - ① 県・J A・民間種鶏場などと歩調を合わせ、消費者の理解を得られる認証制度を早急に確立すべき
  - ② 工場等設置促進条例を改正するべきではないか
  - ③ 比内鶏社への交付金及び固定資産税の減免分について、自主返納を求めるべきではないか
- (3) 市立総合病院における医療ミスについて（その1、Aさんの場合）
  - ① 出産直前まで元気だった胎児が死産したことについて、病院側の処置に明らかな過失があったのではないか
  - ② 死産証書、いわば死亡診断書の中で死産の原因を「羊水過少」と明記しながら、ミスがなかったと強弁するのは責任回避ではないか
  - ③ ミスを認め、Aさんたち御遺族に対し誠意ある説明とおわび、そして補償を行うべきではないか
- (4) 市立総合病院における医療ミスについて（その2、Bさんの場合）
  - ・ 子宮頸がんの摘出手術を行った際、血管に傷をつけ輸血が必要なほどの大量の出血をさせた事実、さらには止血のための開腹手術をしながらこれに失敗、その結果、弘前大学病院に緊急搬送しなければならなかった事実とあわせ、二重の医療ミスがあったのではないか
- (5) 市長の思いつきでスタートした木材チップボイラーの導入は、その進め方が拙速ではなかったか
  - ① 担当の職員に相当な負担をかけ悩ませた原因は何か
  - ② 良質な木材チップの安価で安定した供給は本当に大丈夫か
  - ③ ボイラーの納入に当たって、入札参加者が2社しかなかったのは納入を急ぎ過ぎ

たせいではないのか

- (6) 去る6月に千葉県ゴルフ場で行われた「市長の当選祝いゴルフコンペ」は市の請負業者も参加しており、大館市政治倫理条例に照らして極めて問題がある
- (7) 北地区学校給食センターの厨房備品の落札はA社が最高額の備品を97.49%という極めて高い落札率で落札、市長の「天の声」もしくは落札予定価格の漏えいがあったのではないのか
- (8) 市立病院の厨房備品の落札も給食センターと同じA社が最高額の備品を実に99.69%という驚異の落札率で落札、これについても市長の「天の声」もしくは落札予定価格の漏えいが強く疑われるがどうか
- (9) 市長は1期4年ごとに2,000万円を超える退職金を受け取っているが、市の財政が厳しくその原資が市民の血税であることを考えたとき、退職金を辞退する考えはないか
- (10) 「市民の声」から
  - ① 東バイパスと長根山1号線の交差点に正規の信号機を設置してほしい
  - ② 文化会館と中央公民館の間の通路に街灯を設置してほしい
  - ③ 桂城公園と秋田犬会館を結ぶ太鼓橋の塗装の塗りかえをしてほしい

#### 6. 小畑 淳 君

- (1) 財政運営について
  - ・ 「財政健全化法」を踏まえながらどう対処していくのか
- (2) 学校図書館図書整備について
  - ・ 地方交付税充当分の予算が図書購入費として各学校に配分されているのか。平成18年度と19年度の図書購入予算と図書購入に関する費用の保護者負担の状況について。「大館市読書活動推進計画」の現状について
- (3) 自殺予防対策について
  - ① 「相談・支援体制」、「ケア」等について
  - ② 協議会等の設置について

#### 日程第2 議案等の付託

---

#### 出席議員（30名）

1番	小棚木 政之君	2番	武田 晋君
3番	佐藤 照雄君	4番	小畑 淳君
5番	佐藤 一秀君	6番	中村 弘美君
7番	畠 沢 一郎君	8番	伊藤 毅君
9番	藤原 明君	10番	千葉 倉男君

11番	佐藤久勝君	12番	仲沢誠也君
13番	桜庭成久君	14番	石田雅男君
15番	虻川久崇君	16番	藤原美佐保君
17番	笹島愛子君	18番	明石宏康君
19番	吉原正君	20番	佐々木公司君
21番	武田一俊君	22番	安部貞榮君
23番	八木橋雅孝君	24番	田中耕太郎君
25番	田畑稔君	26番	富樫安民君
27番	相馬エミ子君	28番	高橋松治君
29番	奥村隆俊君	30番	斉藤則幸君

---

欠席議員（なし）

---

説明のため出席した者

市	長	小畑元君
副市	長	長岐利堅君
副市	長	吉田光明君
企画部	長	長谷部明夫君
財政課	長	大友隆彦君
総務部	長	田中良男君
総務課	長	長谷川文悦君
総務課長補佐	佐	小林浩君
市民部	長	齋藤誠君
産業部	長	中山吉行君
建設部	長	丸岡信雄君
比内総合支所	長	仲谷正一君
田代総合支所	長	中村勇君
会計管理者		本間勲君
市立総合病院事務局長		小林雪夫君
上下水道部	長	斎藤貢一君
消防	長	椿谷賢治君
教育	長	仲澤鋭蔵君
教育次長		海沼俊行君
選挙管理委員会事務局長		渡部孝夫君

農業委員会事務局長 三浦秀明君  
監査委員事務局長 岩沢慶治君

---

事務局職員出席者

事務局長 本多和幸君  
次長 阿部徹君  
係長 小玉均君  
主査 畠沢昌人君  
主査 小笠原紀仁君  
主任 金一智君

---

---

午前10時00分 開 議

○議長（虹川久崇君） 出席議員は定足数に達しております。

よって、これより本日の会議を開きます。

本日の議事は、日程第3号をもって進めます。

---

---

日程第1 一般質問

○議長（虹川久崇君） 日程第1、昨日に引き続き、一般質問を行います。

最初に、吉原正君の一般質問を許します。

〔19番 吉原 正君 登壇〕（拍手）

○19番（吉原 正君） おはようございます。いぶき21の吉原正でございます。昨日に続きまして傍聴席にはたくさんの市民の方々にお出でいただきまして、議会の活性化のためにも大変ありがたいことだと思っております。質問者としては大変張り合いがありますけれども緊張もしております。さて、ことしもあとわずかな期日を残すだけとなりました。3市町の合併から約2年半、全く月日の流れの早いことを実感しているこのごろでございます。大館・比内・田代のそれぞれの特色ある住民サービスも来年20年度をもってほぼ統一・統合されます。合併論議の場ではサービスは高い方に、負担は低い方へという理想論も議論されましたけれども、財政の壁に阻まれた感があります。小畑市長がよく語った「ぶどうの房のように、一粒一粒のコミュニティーの集合体として大館市は成り立ってきた。それぞれの地域を大切に、合併して本当によかったと思える新生大館市をつくりあげたい」との言葉は今でも比内・田代の町民の心の中に残っております。市の中心部の活性化やにぎわいは大事なことでありますが、中心街を支えるのは農村部や周辺部の活力ではないでしょうか。今回の質問には農業や農村の活力の一助になればとの思いの項目もあります。市長の意欲ある答弁を期待したいと思っております。それでは質問に入ります。

まず、**農業振興**についてであります。戦後農政の大改革というふれ込みで**品目横断的経営安定対策**が本年度よりスタートしましたが、その加入率はまだ低いものとなっております。国がこの対策の加入者に重点的な支援を行うことからすれば、この恩恵を受けられない多数の農家の経営はますます厳しいものとなります。ことしの**推進状況**はどのようになっているのでしょうか。参加したいが加入条件のハードルが高く該当しない個人や地域があります。さきの参議院議員選挙で惨敗した自民党は地方・農家の反乱と受けとめ、スタートしたばかりのこの対策の見直しを議論しております。主要な論点は加入条件を緩和し幅広く農家が加入できる特認制度をつくること、また、米価の大幅な下落によりメリット感が薄くなった収入減少影響緩和交付金、通称ならし対策と言われる対策を生産費を補える形へ改善できるかなどが焦点となっております。加入率を高めたい市の現場の職員の方々も一日も早い改善策が決定されること



を望んでいると思いますが、現在のところどのような情報が入ってきているのかお知らせ願いたいと思います。

次に、**バイオエタノールへの取り組みについて**であります。バイオエタノールという言葉は最近よく目にする機会がありますので御存じの方も多いと思いますが、バイオマスつまり動植物から生まれた再生可能な有機資源を原料とするエタノールのことであります。エタノールとは酒の成分であるエチルアルコールのこととなっております。代表的な例としてはサトウキビやトウモロコシなどから取り出した成分を発酵させてつくったものがあります。地球温暖化問題への関心の高まりや原油価格の高騰、将来の原油の枯渇などを背景にバイオエタノールは世界的に広まりを見せております。なぜ環境にやさしいのか。それは原料となる植物は温暖化の原因となる空気中の二酸化炭素を吸収して成長する。バイオエタノールを燃料として使ったときに二酸化炭素は発生しますが、地球温暖化を防ぐ京都議定書では、もともと植物が吸収したものを大気中に戻しただけと考え、排出量をゼロとみなしているからであります。日本政府が昨年4月に定めた京都議定書達成計画では、2010年までに原油50万キロリットル相当分をバイオ燃料で賄うことを掲げております。国内で、1年間で使われるガソリン6,000万キロリットルのうち、約2割にバイオエタノールを3%の割合で混合させる計画であります。また、自動車業界も、日本ではことし6月よりバイオ燃料を10%まで混入可能な車を発売しておりますし、ブラジルではバイオエタノール100%対応可能な車が実現されております。アメリカ・ヨーロッパでもさまざまな混合割合に対応可能な車の販売が検討されているとしております。このように、バイオエタノールは石油代替燃料として世界中で注目を浴びております。特に日本においては国土が狭く化石燃料が乏しい中で、栽培条件を考慮すれば、どこでも生産可能な植物による液化燃料の方が安定的に確保できる利点があります。また、廃材やわらくずなどを使用した場合には、従来捨てられた資源を有効活用するという点でもプラスの効果があります。本市は21世紀に飛翔する環境先端都市を市の総合計画の表題につけるほど市長の環境に対するこだわりがあります。確かに鉱山技術を応用した土壌洗浄やリサイクル産業などは全国の注目を集めるものですが、市全体から見れば一部企業の成果に頼っている現状ではないでしょうか。本市が環境先端都市として充実していくためには、より多くの企業や市民の方々の環境に対する意識向上と幅広い環境関連事業の構築が望まれると私は思います。その意味で今回提案しているバイオエタノールへの取り組みは木材なども原料として使える点でも本市に適応しておりますが、今回は、多収穫米の稲など植物を利用し転作田や遊休農地の活用などで将来展望を持たない現在の農業の現場に、希望のともしびを投ずる一石になればとの思いからの提案でございます。もちろん課題や問題もありますが環境先端都市の面目にかけて、また、エコタウン構想にも合致するこの事業を他に先駆けて取り組んでいく価値はあると私は考えますが、市長の見解をお尋ねいたします。

次に、**比内地鶏の地元産地としての今後の取り組みについて**伺います。さきに発覚した比

内地鶏の偽装問題は生産者のみならず市民にも大きなショックを与えました。比内地鶏が今日のように全国的なブランドとして認知されるまでには、長い年月の生産者の苦労の積み重ねがありました。30数年も前に比内で比内地鶏生産組合がつくられ、駒橋産の地鶏はうまいということで私の地域に育雛舎をつくり、私も組合員でありました。当時も1キログラム1,000円で販売でしたので今よりもはるかに高いという感じがあったせいか販売面で非常に苦勞し、数年後には解散せざるを得ませんでした。そのときの組合員のお一人が現在の本家比内鶏の阿部さんのお父さんであります。小規模ながらも継続している中で、比内とりの市での宣伝や地鶏ブームの到来などでようやく日の目を見るに至り、飼育マニュアルを徹底しながら信用を得てきた経緯がございます。今大事なことは再びこうした問題が起きないように対策を講じること、そしてこの災いを福と転じ、守りの姿勢だけでなくさらに発展させていくという決意だと思います。具体的に何点かお尋ねいたします。まず、認証についてであります。昨日の佐々木公司議員への答弁や記者会見での市長の発言を聞いて、基本的には県の認証と同一歩調をとると受けとめましたが、ケージ飼いへの配慮がにじみ出ているように思いました。しかし、この問題をあいまいにすると偽装問題以上に比内地鶏への信頼が損なわれる心配があります。消費者は、比内地鶏のイメージを放し飼いで長期間の飼育だから値段が高くてもそれだけの価値があると思っっているのではないのでしょうか。ケージ飼いの比内地鶏は放し飼いのブランドに乗っかかりながら伸びてきたのではないのでしょうか。真相はわかりませんが、ケージ飼いがあるという内情を把握しながら放置してきた県にも問題がありますが、市にも比内地鶏の本場の産地としてブランド維持のため厳格な姿勢で比内地鶏を守り発展させていくという意味で弱かったのではないかと感じます。県の方向を見守るといよりは地元としての姿勢を明確に打ち出すほどの積極性を期待したいものです。消費者の信頼を受けられるしっかりした認証制度を確立した上で比内地鶏を、地域農業を引っ張っていく一つの柱として位置づけてほしいと思います。こうした観点から現在の羽数を今後どう伸ばしていくのか、増羽に対応するための販路の拡大策や安心・安全の徹底などについて、今後の取り組みへの考えがありましたらお聞かせ願いたいと思います。

次に、**災害復旧と防災**についてであります。まず、去る9月の豪雨による水害の被災者の方々に心からのお見舞いを申し上げます。当日の雨の状況からはこれほどの大きな被害が出るとは予想されませんでした。人間の予知を超えた自然の驚異をまざまざと見せつけられた思いがします。私が今回取り上げた2件はいずれも比内町の犀川水系で県の管理下にある河川です。今から約30年前の昭和50年8月20日、集中豪雨でかつてない大水害に見舞われた経緯がございます。災害復旧には大葛から扇田までの至るところで改修工事が行われ、もう今度はどんなに雨が降っても大丈夫と言われたものでした。しかし、唯一残された危険箇所が**犀川橋下流部**でありました。上流より下流の川幅が狭いのでは誰が考えても危険です。このことにつきましては私が以前取り上げましたし、同じ比内の藤原議員も反対した地権者1人が同意すると

の状況の変化などから早期の工事着工を要請しておりました。そうこうしているうちに、今回の堤防決壊、水田の流失被害に実際に遭い、やっぱりとの思いで残念でなりません。当面の災害復旧と永久的な対策として川幅の拡張工事の早期実現への県の動向を伺いたいと思います。

2点目の萩下橋下流部についてであります。萩下橋は比内・鹿角線の東館地区、味噌内地内から右折し、駒橋を通過して田尻・大葛方面へとつながる路線の犀川にかかる橋であります。昭和40年の建設で耐力度調査で危険度が高いと指摘され、現在、重量制限がかけられております。この下流部の床どめ部分などの災害で土砂の流出により橋の橋脚が洗われ危険な状態であります。橋の改築・補強については別の機会に伺いたいと思いますので、復旧についての情報をお知らせ願います。

最後の項目になります。下水道事業についてであります。汚水処理は大きく分けて集合処理と戸別処理に大別され、集合処理は下水道・農業集落排水で、戸別処理として合併浄化槽があります。現在、本市では公共下水道・農集・合併浄化槽の3つの組み合わせで市内の水洗化率の向上を目指しております。このうち合併浄化槽の設置については、比内地域が市町村設置型なのに対し田代・大館地域は個人設置型の事業となっております。田代地域は11集落、148世帯547人、大館地域は21集落、503世帯1,791人が合併浄化槽エリアとなっております。これらの地域はみずから戸別処理方法を選択したのではなく、市の都合で振り分けされたものであります。それなのに、公共・農集の維持管理を市が行っているのに対し合併浄化槽は維持管理をすべて個人が負担する方式は、住民の負担の公平の点から問題があると私は思います。市町村設置型の戸別合併浄化槽事業は小さな市町村だけで行っているではありません。例えば広島県の県都広島市、人口54万人の東京都の八王子市、大阪府の大東市、あるいは地方では宮城の栗原市など全国至るところで市町村設置型の事業を行っております。また、先行して行われた個人型の合併浄化槽を市に寄附していただき、市の管理に移行されている例もたくさんございます。合併浄化槽の設置地域は市の中心部から離れたり、あるいは小集落であったりとかで交通の不便さやあるいは情報通信のおくれなどいろいろなハンデを背負い、生活環境面でも別扱いにされております。中央と地方の格差が問題となっておりますが、その縮小された形が本市のようなところでも市街地と遠隔地との格差として存在しております。こうした格差をできるだけ解消していくのは行政の役割であるし、そういう意味で市長の思いやりの心を持った是正への努力を期待するものであります。今後は市設置型の合併浄化槽の事業に転換していくべきとの提言をもちまして、私の壇上での質問を終わります。(拍手)(降壇)

〔市長 小畑 元君 登壇〕

○市長(小畑 元君) ただいまの吉原議員の御質問にお答えいたします。

1点目、農業振興について。①として集落営農への取り組みの現状について。また、今後の条件緩和の方向はあるのかというお尋ねであります。集落営農組織につきましては、昨

年度15組織が設立されております。本年度は、担い手育成総合支援協議会における構成機関・団体の実務責任者等で構成する担い手アクションサポートチーム会議を開催して、重点推進集落を選定し、取り組んでおります。重点推進集落につきましては、本年3月から4月にかけて、担い手の方向性が決まっていない市内213集落の農家4,072戸に対し実施した「これからの営農について」のアンケート調査結果を参考に、集落営農の加入について比較的関心が高い集落や農地・水・環境保全事業を実施している集落などを考慮した上で37集落を選定いたしました。この37の重点推進集落を中心に、今月3日からJAや北秋田地域振興局とともに説明会を開催しており、本年度は15集落の組織化を目指しております。また、今後の条件緩和の方向につきましては国や県から正式な通知等はまだまだありませんが、現在、自民党の農業基本政策小委員会において農業政策の見直しが論議されているようであり、品目横断的経営安定対策の加入要件の緩和措置として、農地が少ない集落でも集落全体で生産調整に取り組んだ場合には20ヘクタールに満たなくても対象にする特例を設けるなど加入しやすくなる方向で検討していると伺っております。

②バイオエタノールへの取り組みについてであります。我が国におけるバイオエタノールの生産動向としては実用的規模での取り組みはまだない状況であります。しかしながら、北海道十勝地域の規格外小麦や山形県新庄市のソルガム、沖縄県のサトウキビなどから燃料用エタノールを製造するバイオエタノールの実証試験が行われており、米については新潟県内において原料稲の実証栽培等に取り組んでいる事例があります。秋田県では、本年8月に秋田県バイオエタノール推進戦略研究会を設置し、本県に適したバイオエタノールの製造原料の絞り込みを行うなど、実用化に向けた推進戦略を検討しているところであります。エタノール原料としての稲の生産には相当の低コストが求められ、10アール当たり800キログラムを超える超多収量米であることなどの課題も多くあります。このような現状においても生産調整が強化され遊休農地が増加している中で、農村における水資源の保全や田園景観の維持の観点から、また世界レベルでの環境エネルギー問題に対する重要な取り組みであると考えております。本市の水田面積は6,870ヘクタールで、水稻作付面積は4,500ヘクタールとなっており、約1,000ヘクタール程度は遊休農地となっているものと思われれます。エタノール原料としての稲の栽培が実現されますと作付しない水田を解消することが可能となることから、本市が環境先端都市を目指すという意味からも、これらの取り組みについて先進事例を研究しながら検討してまいりたいと考えております。

③比内地鶏の地元産地としての今後の取り組みについてであります。昨日の佐々木議員の御質問でも申し上げましたように、市では産業全体に及ぼす影響や風評被害の拡大を懸念しております。そのため、一日も早く比内地鶏のブランド回復を図ることが大切と考え、県で予定している認証制度への協力を比内地鶏飼育生産者を初め、処理加工・販売等の関係団体に対して要請するとともに、チェック体制を県と一体となって整備し、早期の信頼回復に努めてまい

りたいと考えております。現在、比内地鶏生産量は秋田県全体で72万6,000羽、うち36万2,000羽を本市が占めております。県全体で100万羽を目標にしていることから、本市でも今後も増産を目指していくとともにJ Aあきた北と連携をとりながら販売ルートの拡大に努めてまいりたいと考えております。安心・安全対策につきましてはトレーサビリティを実施していることから、今後も継続して実施するよう指導してまいりますので御理解賜りますようお願いいたします。

大きい2点目、**災害復旧と防災**についてであります。①**犀川橋下流左岸の復旧と防災工事**について、②**萩下橋下流の災害復旧**について。この2点につきましては関連がありますので、一括してお答え申し上げます。9月の豪雨災害では、犀川の犀川橋下流左岸の決壊により、水田11ヘクタールが冠水するとともに、市道沖野扇田線の盛土が流出して通行不能になるなど甚大な被害が発生しております。また、萩下橋下流につきましても帯工及び低水護岸が被害を受けております。犀川橋下流左岸は河川管理者である県が直ちに応急工事として土のうによる仮堤防を築造し、被害拡大の防止が図られております。この2カ所の災害復旧につきましては、いずれも11月27日に事業主体である県において、国の災害査定を受けており、犀川橋下流左岸は延長92メートルの復旧工事が採択され、また、萩下橋下流は両岸合わせて686メートルの復旧工事が採択されておりますので、市としましては早期に着工していただけるよう県に働きかけてまいります。御質問の防災対策としての河川改修事業につきましては、これまでも申し上げますように、比内町時代からの懸案事項であり、このたびの災害によりその必要性・重要性が改めて強く認識されたところであります。市では10月以降数度にわたり地域の方々から御意見を伺ってきており、今月13日には犀川河川改修に関する懇談会を開催し、河川改修に向けた機運を高めてまいりたいと考えております。県では来年度の新規事業化を検討しているところであり、早期実施を強く要望してまいりますので、よろしく御理解・御協力をお願い申し上げます。

3点目、**下水道事業**について。**公共下水道・農業集落排水事業の区域外の水洗化に戸別合併浄化槽事業を導入してはどうか**というお尋ねであります。本市の生活排水処理施設整備計画では、公共下水道・農業集落排水整備計画区域を除く市全域を個人型の浄化槽の整備対象としており、補助金を交付し設置を促進しております。対象地域には浄化槽の未整備世帯が約800世帯ありますので、これに市町村型戸別浄化槽整備事業を適用させるとした場合には、市の財政計画への組み入れや地域住民の合意が必要となりますので現時点では事業化は難しいものと考えております。しかしながら、地域として希望があるとするならば、来年度に予定しておりますこの計画の見直しの中で検討してまいりたいと考えておりますので、御理解をお願い申し上げます。

以上であります。よろしく御理解を賜りますようお願い申し上げます。(降壇)

○19番(吉原 正君) 議長、19番。

○議長（虻川久崇君） 19番。

○19番（吉原 正君） 何点かについて再質問させていただきます。一つはバイオエタノール米の取り組みについて、ただいまの答弁では先進事例を参考にしながら取り組んでいきたいという趣旨だと伺っております。国では国産バイオ燃料の大幅な生産拡大ということで19年2月、バイオマス日本総合戦略会議を開いて、日本のこれからのバイオエタノールの増産に向けての計画を持っております。その中で、農水省関係でさまざまな事業を19年度新規に行って、多分これはこれから継続していく事業だと思いますが、例えばバイオ燃料地域利用モデル事業、それからバイオマス発見活用促進事業、さらにはバイオマスタウンモデルプラン作成調査分析事業、バイオマスタウンモデルのこの事業は、平成22年度までバイオマスタウンを300程度構築したいという目標のもとにそれぞれの市町村から事業の応募を受けているようであります。そうした市独自の調査研究も必要ですし、国がこの事業をこれからどんどん進めていきたいという形で国の事業としてもさまざまなものを出しておりますので、ぜひ率先的に活用しながらこの事業に取り組んでいただければと思っております。先ほど市長は稲でもしバイオエタノールをする場合にはコストの問題があるということで、800キログラムぐらいの収量が必要でないかということをおっしゃいましたが、現在JA全農が国からのそういう事業を受けながらバイオエタノールの製造設備を実際につくりながら実証事業を行っておりますけれども、その中で使われている稲は北陸193号という品種でございますけれども、これはコシヒカリに比べ咲期が遅く、従来の農作業用機械が使用できる、また交雑の心配もない、稲はジャポニカ米とインディカ米をかけ合わせたもので、面積当たりの収穫量はコシヒカリの約1.7倍とされております。また、水田に種を直接まけるという品種も開発中と聞いております。このように、さまざまな面で新しい研究がされているわけで、私はこの大館の地域の中で全国に先駆けて取り組んでいく、そういう価値は十分にあると思っておりますので、市長が言う環境先端都市構想にもまさに合致する取り組みではないかと思っておりますので、ぜひこれから積極的な取り組みをしていただければと思っております。その意味での市長の気持ちをもう一度お聞かせ願いたいと思っております。

それから下水道事業について。市の財政との兼ね合いで現時点での戸別合併浄化槽事業はちょっと難しいけれども、地域としての要望があれば検討してみたいという答弁であったかと思っております。実はここに秋田市が行った外部監査の、秋田市は外部監査もやっておりますけれども、平成15年度の包括外部監査の結果に対する措置状況という資料がございます。この中で、外部監査に指摘された事項は下水道の使用料負担の公平性という点で、下水道事業及び農業集落排水事業では汚水処理に必要なコストを使用料で賄うことができずに、特に農業集落排水事業でのコストと使用料の差が大きくなっている。この賄い切れないコストは受益者が負担しておらず、各事業が赤字となり一般会計からの繰り入れにより補てんされており、大きな財政負担額となっている。一方、合併処理浄化槽事業においては、その維持管理は設置者が行っているた

めコストのほとんどを受益者が負担している。このことは自身のコストのほかには下水道事業及び農業集落排水事業の財政負担額をも市税などを通じ負担していることにもなるので、負担・公平性の観点から見ると疑問が残るものである。合併処理浄化槽においても事業方向を現行の個人設置型から市町村設置型にすることとすれば、下水道事業及び農業集落排水事業と事業方法が同じようになるので、コスト負担においてもそれらと均衡をとった公平な使用料設定ができるのではないかと考えられる。こうした外部監査における指摘を受けまして、秋田市では市民が公平に享受できるよう集合処理計画のない地域に市町村設置型の浄化槽を整備することを検討するとしております。さらには現行の浄化槽設置事業で行われた浄化槽の取り扱いについても前向きに検討する。こうした形で地域住民の負担の公平性があります。みずからの都合で合併浄化槽にしたわけではなく、市長がおっしゃいましたように地形などの問題、あるいは財政的なコストがかかる、農集や公共下水道でそういう地域まで管路を引くと多大な財政負担が生ずるといふ町の都合で地域の方々には浄化槽を設置しているわけでありますから、そういう点から言うと、コストのかからない合併浄化槽事業をやりながらその後の維持管理の負担は個人がしなければいけないというのは、私はやっぱりちょっと疑問が残ります。そういう点ではそれぞれの地域の要望も大切でございますけれども、市としてもそういう方向性を今後十分検討していただきたいと思っておりますので、この点についての御答弁もお願いします。

○市長（小畑 元君） 議長。

○議長（虻川久崇君） 市長。

○市長（小畑 元君） 再質問にお答えしますけれども、できましたらば今のお話を最初から一般質問の方でお話いただいた方が、私としてはきちんとした準備をして、御答弁をさらに詳細にできるのではないかと、非常に残念に思っておりますので、次回以降はよろしくお願ひいたしたいと思っております。さて1点目でありますけれども、バイオエタノールも含めまして、バイオマス利用という意味でトータルで見れば、例えば市役所庁舎の暖房もバイオマス利用の一つでもあるわけであります。広い観点から見れば、私どもこれからいろいろな意味で環境先端都市としてのバイオマスにつきましましてはいろいろな点から取り組んでいきたいと思うわけであります。もちろん直接、稲その他、農業とりわけ作付していない水田その他についての対策なり、もしくは集落営農をやっている農家に対しての裏作としてのさまざまな取り組み等についてバイオマス利用としてのバイオエタノールをとるための稲の取り組みというのは非常に重要だろうと思うのです。それで私自身も研究させていただきたいということをお願いしたわけですが、一方においては、実はこういった作付していない遊休農地とりわけ非常に水はけが悪くて水田以外になかなか利用しがたいような場所については、例えば飼料米の作付とかそういったものもあわせて研究をしていく必要があるのではないかと、お話を聞いていて感じたわけであります。いずれバイオマス利用は、例えば有名なところでは、能代では実際に杉皮とかそれからさまざまな杉の製材の残りかすを利用して発電と蒸気の製造を行って

るわけでありますけれども、いろいろな取り組みの方法があると思いますし、これからも一つに絞らずにいろいろな御提案をいただきながらどんどん研究を進めていきたいと思っておりますし、場合によっては実証試験等も取り組んでいければと思っております。

それから2点目でありますけれども、合併浄化槽については前からよく言われていることでもありますけれども、いわゆる公共下水道、それから農集、それから戸別の合併浄化槽についてはいずれを利用していただくにしてもできるだけ差を少なくするようにしようということで努力はしてきております。お尋ねの点であります、例えば戸別の合併浄化槽、もっとも合併浄化槽という言葉は戸別では死語になっておりまして、すべての浄化槽が合併になっておりますので浄化槽と言った方がいいのかもしれませんが、そういった浄化槽設置の場合に活性汚泥の処理とか維持管理その他については確かに個々人に御負担していただいているわけでありまして、そういった意味での負担が非常に大きくなった場合に、農集とか公共下水道との差が大きくなるまいだろうか、そういう御指摘でありますので、私ども実態を十分調査して、できるだけそれらの差が極端に広がらないようにこれからも十分に配慮していかなければいけないと感じております。いずれ地域的に散在する集落ということになりますと、農集でも公共下水道でも手が届かない地域というのがどうしても出てくるわけでありますので、そういった地域に対して合併浄化槽を御利用いただきたいということでお願いしているわけであります。補助制度その他、さまざま足らざる点はあると思っておりますけれども、不公平感が大きく残らないように今後も努力していきたいと思っております。以上です。

---

○議長（虻川久崇君） 次に、仲沢誠也君の一般質問を許します。

〔12番 仲沢誠也君 登壇〕（拍手）

○12番（仲沢誠也君） 平成会の仲沢でございます。私は行財政計画においては今後20年から30年を見据えての計画が絶対必要だと思っております。それは何かと言うともう20年、30年後は高齢者が多く占めるわけでございます。その点を踏まえて慎重な計画と効率ある計画でなければならぬと思っております。負の遺産を後世に残してはいけないという観点から、通告に基づき一般質問を行います。

まず最初に、**大館市の財政について**でございますけれども、10月11日に調整会議を開き、20年度当初予算編成方針を示し、その中で基金が底をつきかねない21年度に向けた取り組みが必要だと強調し、21年度の対策として人事と機構を大変革しなければいけないと歳出削減を訴えました。どこの会社でも不況に入り経営が難しくなると、リストラそれから機構を変えて生き残ろうとして模索していきます。しかし行政においては、私はこの手法でよいのかと不安を覚えます。ベテラン職員が退職し、いざというときに人材不足にならないだろうかということでもあります。中期財政計画試案では今後の課題の中で市民サービスの水準を確保し、また新たな行財政ニーズに対しても的確かつ積極的に対応とありますが、それであれば広く浅くわかる



職員のために2、3年ごとの人事交流をできるだけ控えて、**職員のプロ集団、プロ職員を育てることが必要**と思いますが、市長のお考えはいかがですか。それから11月15日の決算特別委員会で市長は自信のある答弁をいたしました。単年度とはいえ18年度は18%を超える状況となっており、今後もこの比率の上昇が確実であります。今後不測な事態が起こったときのことを考えますと、将来を見据えての事業の見直し、制度を再検討することが必要かと思われます。このたびの葛原地区の橋の問題もあり、今後何が起こるか分からない時代であり、基金はしっかり残しておく必要があると思います。18%以上の自治体は地方債協議制移行後においても都道府県等の起債許可が必要であり、総務省に公債費負担適正化計画を提出することになります。さらに25%以上となると地方債が一部認められなくなり、起債制限団体となることはここにいる皆さんは御存じであります。11月15日の決算特別委員会の総括質疑で、佐藤議員の発言に対して**市長の自信ある答弁は何によって裏打ちされての答弁なのか**、今政府で地方との格差、地方法人二税の地方への税源の是非、ふるさと納税制度を検討しておりますが、それを前どりしての答弁なのか、改めてお伺いいたします。

次に、**大館市の防災対策について**お伺いします。1として、**今回の豪雨の被害、対策本部について**お伺いします。大館市は大きな天災もなく住みよいところであり、ありがたく思っております。しかしながら、天災は忘れたころに起きると言われております。常日ごろから防災意識を持ち、被害者の立場でと言ったことが前にありました。まさに9月17日の豪雨はそれでありました。見る見るうちに増水する川、あっという間の堤防の決壊、今まで経験したことがない床下・床上の浸水、農業については「来年の耕作をあきらめた」と言う人もいるほどの深刻な問題であり、その被害から立ち直れない多くの方々にお見舞い申し上げます。お見舞いに行ったとき、生活必需品の不足、ティッシュペーパーからガスまでいろいろな必需品の不足を訴えられました。市役所に電話しても係が違うということでのたらい回し、どこに相談したらよいのかと途方に暮れたという人もおり、窓口の一本化の周知徹底を全市民に知らしめるべきと思います。今回の豪雨での災害対策本部はいつ立ち上げ、いつ解散したのか。解散したとしたら、その後の窓口はどこなのかお知らせください。

次に、**大館市の地域防災計画の見直しについて**でございますけれども、大館市では防災対策室を設置し、専任の職員を配置したとあり、これは今回の教訓からだと私は思います。まことに的を射たと思います。ただ具体的に機能してないと思います。そこで先般、兵庫県明石市の防災安全施策を勉強してまいりました。それを参考にして、大館市の防災計画についてお伺いします。一つ、今までの大館市の地域防災計画の見直しの必要性はどうか。一つ、比内・田代と合併し、防災拠点の整備はどうか。明石市においては市内10地域のコミュニティー圏を設定し、備蓄倉庫及び飲料水兼用耐震貯水槽の整備をしております。一つ、初期体制の確立と職員の参集基準はどうなのか。一つ、情報収集、伝達体制の整備はどうか。明石市では防災行政無線、災害時に親局の市役所から市内各所に設置した屋外拡声器及び戸別受信機等を通じて一

齊に情報伝達をするシステムをつくっております。一つ、住民による地域防災力の向上についてはどうなのか。一つ、各自治体等の応援体制の確立はどうなのか。地震や風水害などの災害時に必要な生活物資を円滑に調達する目的で、秋田県では災害時における応急生活物資の供給に関する協定を4件目としてこの前締結しました。大館市の考えはいかがか。これらについて市長の御所見をお伺いします。

次に、**モラル都市宣言**についてお伺いします。私は平成12年9月の定例議会で、市長に対してモラル都市宣言の導入をと提言いたしました。市長は「本市ではこれまで7つの都市宣言を行い、よりよい大館、住みやすい大館を目指して努力してまいったところであり、家庭での言葉遣い、礼儀については小さな親切都市宣言であり、また、よい教育環境では環境浄化都市宣言で、その他の点につきましては生涯学習都市としての目標の中に掲げており、これまでの都市宣言をしている内容に包括されており、改めてこの3つの宣言を横断的にとらえ、内容や意義の周知、啓蒙に努めてまいりたいと考えております」と私の提言に答えております。しかし、それから7年経過しておりますが、これらを生かしておられないと私は思います。ますますモラルの低下が叫ばれており、よりよい大館、住みやすい大館などとはほど遠い状況になっているのではないのでしょうか。また、市長もよくモラルの低下ということをよく言います。ハチ公の町大館では散歩・運動中の犬のふん、また歩きたばこ・空き缶等のポイ捨て、ごみ収集時のルールへの欠如、また昨今の比内鶏の偽装などモラルの低下が見られます。そこで、改めて家庭・学校・地域社会におけるモラル向上のため、次のようなモラル宣言を再提言します。大館市モラル都市宣言。一つ、清潔で安全、快適な生活環境の確保に努めます。一つ、路上喫煙及び空き缶等のポイ捨てをやめます。一つ、家庭の中での言葉遣いと礼儀を身につけ、親子兄弟が助け合って家庭のきずなを強めます。一つ、青少年に歴史・伝統・文化を伝え、かけがえのない郷土と日本への愛情をはぐくみます。一つ、豊かな自然との触れ合いを通じて、生命のとうとさと慈善への畏敬の心を養います。一つ、ボランティア活動を通じ、社会の一員としての自覚を促し、地域・国家・国際社会に貢献する使命感を培います。一つ、大人が率先して生き方を正し、よりよい教育環境を築き、青少年の自立心と向上心を高めます。以上が、私が提案するモラル都市宣言であります。むだなお金をかけることもなく、後から心とお金を回収することになります。いかがでしょうか。改めて市長の御所見を伺います。

次に、**未納・滞納を解消し自殺者の救助**をということでもあります。**過払金を取り戻し、未納・滞納を過払いで救助**。大館市は今議会に滞納解消対策として、専決処分で法的措置を臨機応変に実施する目的で議会に発議を要望しております。その内容についてはここでは省きますが、それも一つの手段、結構なことと思います。秋田から青森の奥羽本線沿いはサラ金天国と言われているようでございます。多重債務による税金・病院・給食費等の未納・滞納の方が多く見られるようであります。支払いたいがそこまで回らずあげくの果てに自殺という最悪のケース、こういう市民に手を出し、救うのも行政の仕事だと思います。なかなか個人のプライ

バシーの関係で立ち入りが大変でありましたが、根気よく、心を開かせ、話をよく聞き、相談相手となり、自殺率全国一の汚名を返上したいものでございます。他の行政も積極的に救済に乗り出そうとして「法テラス」・「NPO蜘蛛の糸」・「NPO秋田のいのちの電話」を初め、借金等で苦しむ人への相談窓口が開かれております。借金で命を落とすことはない、解決できない借金はないということでもあります。しかしながら、18年度の自殺者は大館市では33名、17年度より5名増加しております。能代市では18年度は42名で17年度より22名の増加、これはすべて多重債務者ではないと思えますけれども本当に悲しい思いがします。こういう例があります。30歳前後の若者が破産したいということでもあります。この人はサラ金8社に300万円ほどの借金があり月々の返済は12万円を超えておりました。サラ金8社のほとんどが6～10年超の取引であり、これは破産どころか利息制限法に引き直せば、恐らく多く払い過ぎた分をサラ金業者から返してもらえ、すなわち過払金を取り戻せるケースであります。利息制限法では元本10万円以上100万円未満の18%という利率が該当するケースが多い。その制限利率を超える部分は無効とされております。すなわち多く払い過ぎた部分は業者に対して不当利得として返還を求めることができるのであります。通常5～6年以上継続して取引していれば過払いとなっている可能性が大きい。そしてまた利息制限法に引き出し計算するソフトはインターネットで無料提供されているのでそれを利用するのもよいでしょう。弁護士や司法書士が債務整理の依頼を受けた場合、まず各債権者へ債務整理の受任通知を出し、あわせて取引開示を求めます。そうすると業者は取り立て行為等をストップしなければならず、また取引履歴を開示しなければならないことになっており、開示された取引すべての貸付・返済の額及び日を先ほどのソフトに入力して利息の引き出し計算するのであります。そして、業者への過払金の返還請求や債務減額の申し入れをし、和解交渉や訴訟へと進んでいき、訴訟になれば過払金プラス利息5%の返還を受ける可能性も高くなりますが、時間と費用もかかることから任意で過払金の8～9割で和解することも多いものです。依頼者の状況や業者の対応によりさまざまありますが、プライバシーの問題等もあり大変なことと思いますが、過払いによる金額で未納・滞納を解消できれば市民にも喜ばれることであろうし、弁護士や司法書士と積極的に相談して解決するよう提言いたします。ただ、弁護士や司法書士に照会するというだけでなく、なかなか個人も敷居が高いようですので、一緒に行って相談して解決するように提言いたします。市長の御所見をお伺いします。

次に、**行政の通信簿の報告書**についてお伺いいたします。第11回大館市世論調査「あなたが採点する行政の通信簿」をよく見ますと、市長が掲げたマニフェストと市民の間に相当の乖離が見られます。重要度は高いが満足度が低い、重要度も低いし満足度も低いのもかなりあります。これらを精査することにより市民が行政に対して何を求めているかがわかります。これらを参考にすることにより**事業の見直しや制度の再検討**が必要であり、財政面においてもメリットが出てくるものと思いますが、このことについての市長の御所見をお伺いいたします。

次に、**小学校統廃合後の利活用**についてお伺いします。統合し、廃校となる小学校は田代地域に3校あります。この学校について市長は、地域の人たちの意見を聞き、地元にお任せしたいと前の議会で答弁しておりますが、その後どうなったのでしょうか。私は余りにも大きい荷物で地元では背負うことが無理のように思い、そろそろ結論を出すべきと思います。私は民間に任せるのも一つと思います。そうすることにより民間業者も地元地域の人たちと相談することにより活用方法が見出せると思われます。ただ、1校だけは残してほしいものと思います。それは、田代地域には自然というすばらしい売り物があるからであります。限界集落という嫌な言葉であらわす地域、農地の耕作放棄による荒れた土地、これらを生かすためにも学校を中心とした自然学習体験・農業体験、地域の人々と触れ合う体験を学校を生かしながら進めるべきと思います。大館市は東京都渋谷区と友好都市関係にありますので、渋谷区の学校またはその他の学校に対して学校田・学校林に使っていただくことにより、都会の子供たちとの交流、それに伴う親との交流、ひいては都会の人たちの自然へのあこがれによる移住等、いろいろなメリットが図られると思います。渋谷区との交流時、また誘致企業との交流、ふるさと会との場、また積極的に都会の都市及び近郊の都市と姉妹都市を締結し、大いにアピールすることが必要と思いますが、市長の御所見をお伺いいたします。

最後に、**小中一貫校と小中一貫教育**についてお伺いします。本来であれば担当委員会で質問すべきと思いますが、私の中ではこの問題が今後の大館市で一番重要な課題と見ておりますので、あえてこの場で教育長に質問をいたします。私は前から小中一貫校を導入すべきと言ってきました。それは2つの観点からであります。一つは**財政面から見た一貫校**、それからもう一つは**子供の発達上の段差を踏まえた教育**、この2つの観点からであります。当市においては小学校と中学校が隣、または近隣に建てられております。少子化により学級減も余儀なくされており、今花岡小学校と花岡中学校が改築により一部建てかえられております。これも小中一貫校とするならば財政面から見ても効率があると思われます。いずれ小手先で建ててもそう遠くない時期にまた建てかえしなければならぬときが来ます。市内では5～6校は同位置にあり今後の計画の中でぜひ小中一貫校を考えるべきと思いますが、いかがでしょうか。次に、一貫校が今のままでは無理というならば小中一貫教育が必要だと思われます。現在の6・3制のよさを残しつつも子供の実態に適合した4・3・2制をとり、前期1～4年は学びの土台づくり、中期5～6年は学びの習得、後期7～9年は自己学習力育成に重点を置き、または中期を小5・小6・中1、後期を中2・中3も考えられます。そうすることにより中期は中学校教員の乗り入れによる一部教科担任制も導入することができるわけがございます。政府の教育再生会議が12月にまとめる第3次報告に、子供の早熟化傾向を踏まえ、学校教育法制定1947年以來の小・中学校の6・3制区分見直しを明記、選択肢として全国一律による4・5制、5・4制への移行や9年制の義務教育学校、小中一貫校の制度化案を挙げてあります。6・3制見直しの理由としては小学4・5年生の段階で発達上の段差があると説明し、中学入学の時点で

不登校が増加している問題に対応する必要があると強調し、小学校低学年から小学校高学年に移る年ごろから思春期に入る生徒への対応や不登校問題への解決には中学校教員が関与できる体制が望ましいとの判断があると見られ、小学校高学年から理科などの科目で専科教員による指導を行うべきだと指摘していることも理由に挙げております。9年制一貫校の制度化案では地域の実情に応じ、弾力的なカリキュラム編成ができるようにすると強調しておりますし、また6・3制を維持した上で小・中学校の間でカリキュラムの連携や教育、児童生徒の交流を進め、小中一貫教育を推進とする案も併記しております。さきの全国一斉のテストの結果、秋田県は第1位ということではありますが、今日本での学力の低下が問題となっております。学力の低下はゆとり教育で授業時間が減った影響は明らかと言われており、安心してはおられません。大館市の教育は責任を持って児童生徒を教育との観点からどのようにすべきと思われますか、教育長の御所見を伺い、一般質問を終わります。ありがとうございます。(拍手)(降壇)

〔市長 小畑 元君 登壇〕

○市長(小畑 元君) ただいまの仲沢議員の御質問にお答えいたします。

1点目、大館市の財政について。①職員のプロ集団の育成、2～3年の人事異動周期をできるだけ控え、プロ集団・プロ職員を育てる必要があると思うがという御質問ですが、職員の人事異動につきましては、職員の能力を最大限に生かせるよう適材適所を基本に、多くの部署を経験することで市民の多様なニーズにこたえることができる職員の育成を目標に実施しているところであります。また、3年をめどとした異動はあくまでも一つの目安であり、異動作業に当たっては、各所属における専門性や継続事業などを十分勘案した上で行っているところであります。本年8月に出されました人事院勧告では、国家公務員においては、行政の多様化・複雑化、さらには高度化に対応するため、公務において職員が培ってきた高度な専門的知識や経験を活用する専門スタッフ職の新設がうたわれ、昨今の行政ニーズに的確に対応するには、議員御指摘のように、プロ集団・プロ職員の養成も検討していかなければならないと考えております。今後は、こうした国の対応を参考に、関連する部署を経験することで専門性を高めることができるような人事異動となるよう配慮し、市民のニーズに的確に対応できる職員の育成に努めてまいりますので、御理解をお願いいたします。

②11月15日の決算特別委員会での自信ある答弁は何によって裏打ちされているのかということでもありますけれども、実質公債費比率につきましては、法人二税など、今後の財源を先取りしての試算ではなく、あくまで標準財政規模などの分母が一定であるものとして今後の公債費や繰出金の動向を勘案し、試算した結果をお示ししたものであり、平成22年度をピークにその後は減少する見込みとしたものであります。しかしながら、一定であると仮定した分母も、特に普通交付税については今後どのように推移するのかが不透明であり、結果として見込み指数を大きく上回らないよう、実施事業の選択や平準化、さらには事業費についても効率的な運用を図ってまいりますので、御理解賜りますようお願い申し上げます。

大きい2点目、**大館市の防災対策について**。①**今回の豪雨の災害対策本部について**であります。まず、災害対策本部の設置と解除につきましては、9月17日午後2時40分に大館市豪雨災害警戒対策部を設置し、午後5時15分には大館市豪雨災害対策本部に切りかえております。9月18日には小降りとなり徐々に河川の水位が下がり、気象庁の警報が解除されたことから災害対策本部を対策部とし、その後警戒対策室に切りかえ被害状況の確認と対応に当たっております。最終的に豪雨災害警戒対策室を解きましたのは10月5日であり、また、これらの組織の窓口はすべて総務課となっております。

②**大館市の地域防災計画の見直しの必要性はどうか**ということではありますが、本年度当初、防災係を新設し、合併後初となる地域防災計画の策定やハザードマップを策定する中で、まさにこのたびの未曾有の水害を経験したわけでもあります。これまでの防災計画は震災を中心としたものでありましたことから、見直し中の計画に今回の豪雨や大規模水害の教訓を生かした対応策を盛り込み、早期に防災都市の確立を図るため、年度途中ではありましたが防災対策室を設置させていただいたところでもあります。本計画の策定に当たりましては、災害危険場所や連絡体制、各情報の収集・伝達、避難場所を含め、すべてについて見直しを図った上で、年度内に大館市防災会議を開催し内容を審査していただく予定であります。次に、防災拠点の整備につきましては、現在所有している備蓄倉庫の整備とともに、市内を30カ所程度のエリアに分けてそれぞれ拠点となる施設の整備を検討しているところでもあります。また、初期体制の確立と職員参集基準につきましては、地震の震度に応じた対応マニュアルのみでありましたので、水害等も含めた行動基準を盛り込んでまいりたいと考えております。災害が発生した場合の情報収集につきましては、河川や道路の状況などは観測態勢が整いつつあり、気象データも含めてネットワークでリアルタイムの情報を得ることができます。防災スタッフ間の連絡体制では防災無線・消防無線・携帯電話などを活用しておりますが、住民周知は街宣車が主なものとなっております。一斉周知の方法が検討課題であります。住民による地域防災につきましては、地域コミュニティである町内会や自治会等を単位とした自主防災組織の編成が大変重要と考えているところであり、防災講演会や研修会の開催、防災パンフレットの作成等を通じ、啓蒙・啓発活動を強化していくとともに地域ごとの防災訓練を共同で実施してまいりたいと考えております。各自治体との応援体制につきましては、渋谷区と防災協定を結んでいるほか秋田県内の12市と応援協定を結んでおり、生活物資の調達体制についても検討中であります。なお今回の水害では、能代市の依頼により本市が備蓄するアルファ米300食を提供しており、こうした連携が今後ますます重要になると考えているところでもありますので、御理解をお願いいたします。

3点目、**大館市モラル都市宣言について**であります。**先回のモラル宣言の再提言**ということで御提言いただいたわけではありますが、いわゆるモラルの低下によると思われる事例が市内でも多く見られ、また、そうした事例についての相談が市にもしばしば寄せられている状況であります。こういう状況から、議員御提言の大館市モラル都市宣言の趣旨には私も賛成

であります。モラルは考え方、心のあり方に関係するものでありますので、まずは多くの市民の方々の盛り上がりがないければ、せつかくの宣言に内容が伴わないのではないかと思います。空き缶のポイ捨て禁止等につきましては、現行の施策の中でモラルの向上を図るとともに機運を高め、モラル都市を宣言することも検討してまいります。

4点目、**未納・滞納を解消し、自殺者の救助を。過払い金を取り戻し、未納、過払いで救助を**ということですが、消費者金融やクレジット会社からの借金を重ねて返済できなくなる多重債務者がここ数年ふえ、追い詰められた債務者の自殺などが大きな社会問題となっております。多重債務問題の背景には高金利、過剰貸し付け、過酷な取り立てがあると言われており、多重債務者は全国に約230万人、秋田県内には約2万人いると推定されております。深刻化する多重債務問題解決のため、国や自治体、弁護士や司法書士などを含む多くの関係団体が対策に取り組んでおりますが、市におきましては、市民相談室において年間約40件の相談を受けており、債務整理方法としての任意整理・特定調停・個人再生・破産などの諸制度について説明し、弁護士の紹介などを行っております。また、このほか、市の出前講座や婦人会の会合等において、多重債務問題に関する講話の実施、市の広報紙による意識啓発及び相談日の周知などを行っております。利息を適正に計算し直した結果、過剰に支払われていた場合には、過剰利息分を元金に充当したり不当利得として返還させたりすることにより多重債務者を救済することができ、また、結果として市税等の滞納の縮減にもつながることとなります。多重債務問題は法的に対処することでそのほとんどが解決できると言われておりますが、そのためには相談する気持ちを起こさせることが必要であります。しかしながら、相談に訪れる方は全体の2割にとどまり、残りの債務者をどう発見するかが課題となっております。これまでも税等の滞納整理部署と連携し、相談窓口への誘導などを行ってまいりましたが、今後も国・県の関係機関、弁護士の団体などとの連携を密にし、なお一層努力してまいります。

5点目、**行政の通信簿の報告書**についてであります。**事業の見直しや制度の再検討**をということですが、今年度実施した行政の通信簿の結果につきましては、財政状況が厳しくなる中、満足度がおおむね平均となる点数となりました。その中で、廃棄物対策の推進、救急救助体制の充実などの施策が高得点となった反面、中心市街地の活性化などは辛い点数となったことなど、市民の皆様の市政に対する評価をデータとして把握することができたものと思っております。また、重要度が一番高かったにもかかわらず満足度が平均を下回った医療体制の整備は、引き続き力を注いでいかなければならない課題であると考えております。集計結果はさきに公表したところでありますが、現在、個別の項目について一昨年の調査結果とも比較しながら分析を行っているところであり、議員御指摘のとおり、市民のニーズにこたえられるよう、今後の施策や制度の改善と重点化に活用するとともに引き続きこの調査を実施してまいりたいと考えております。

6点目、**小学校統廃合後の利活用**について。**自然学習体験・農業体験で、姉妹都市の学校**

田・学校林はということですが、昨日の小棚木議員の御質問にもありましたが、統合により、平成20年4月から廃校となる田代地域の小学校3校の施設活用については、地元の希望や意向を集約しながら、現在、地域の拠点としての公共施設の適正配置という観点から、市全体の中で、その位置づけを検討しているところであります。議員御提言のように、田代地域の自然環境を生かし、都会と山村の人たちとの交流の場として、また、農業体験の拠点として、施設を活用するのも有効な方法であり、また、「子ども農山漁村交流プロジェクト」など小学生の農業体験を必修科目にする動きも出てきております。今後、これらのことを含めまして総合的に検討し、また、議会に御相談してまいります。

7点目の小中一貫校と小中一貫教育については、教育長からお答え申し上げます。

以上であります。よろしく御理解を賜りますようお願い申し上げます。(降壇)

○教育長(仲沢鋭蔵君) 仲沢議員の7点目の御質問、小中一貫校と小中一貫教育についてお答えいたします。大館市で小中一貫校の設置を考えた場合、いろいろなケースが考えられますが、隣接して建てられている小・中学校を一貫校として考えていくことも1つのケースとして想定しております。市の財政負担を考えた場合、新しい校舎を建設して新しい小中一貫校を設置するよりも、既存の校舎を利用した一貫校としていく方が当然負担は少なくなります。また、隣接している小・中学校をそのまま活用するのか、小・中学校どちらか一つの校舎を活用するのかによっても経費負担は違ってまいりますので、小中一貫校設置が決まった場合は最も有効な方法で進めていかなければならないと考えているところであります。議員が御指摘されるように、小中一貫校の設置や小中一貫教育の推進により、6・3制の見直しによる児童生徒の発達段階に応じた学年区分や教育課程の編成など弾力的な運営ができること、小・中学校教員の相互乗り入れ、中1ギャップと言われる不登校の増加抑制などのメリットも期待できます。しかし、小規模校の一貫校になった場合は、同年代が互いに協力し切磋琢磨して学び合える環境ができないこと、少人数のため多様な教育活動が制限されること、スポーツ活動や文化活動などの部活動が極端に制限されることなどのデメリットを解消することは難しいのではないかと思います。現在、市では、小学校における理科や体育などの専科制の導入、小・中学校教員の授業交流、教員の相互乗り入れ指導も始めているところであります。また、小・中間の情報交換などによって指導の段差解消にも努めているところであります。これらの取り組みは今後とも拡大していくことが予想されます。小中一貫校の設置や小中一貫教育の推進につきましては、財政面や学校の存続問題だけでなく、大館市としてどのような児童生徒を育て、どのように学力をつけていくのか、特色ある学校づくりをどのように進めていくのかなどを総合的に検討していくことが必要であると考えております。教育委員会では平成20年度に学校関係者や地域代表、有識者などからなる学校教育環境適正化検討委員会、これは仮称でありますけれども、これを設置し1年間かけて学校規模の適正化や学区再編に関する将来構想について審議していただき、その結果を受けて、学校統合・学区再編の計画を策定していく予定であります。



その中で、小中一貫校についても課題として取り上げていくことになると思います。

以上であります。御理解賜りますようよろしくお願いいたします。

---

○議長（虻川久崇君） この際、議事の都合により5分間休憩いたします。

午前11時28分 休 憩

---

午前11時33分 再 開

○議長（虻川久崇君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

安部貞榮君の一般質問を許します。

〔22番 安部貞榮君 登壇〕（拍手）

○22番（安部貞榮君） いぶき21の安部貞榮でございます。新大館市が誕生してから2年半が経過し、この間何回かの市民の声を聞く機会を持ちました。その中で市民からは合併してよかったという声はほとんど聞かれませんでした。その中身はいろいろあるかと思いますが、いずれにしても市民が合併してよかったと実感するのはまだ相当先でないかとも考えておりますが、住みよい新大館市をつくり合うために市民・議会・行政当局がともに議論を重ねよりよい方向に邁進したい、そういう立場から通告に従って、順次、質問をいたします。

1つ目は、**交流人口の促進について**であります。**団塊世代への対応**ですが、新大館市総合計画の将来人口は出生数の減少や流出人口などから平成27年には7万6,012人と推計され、それ以降も年々減少していくものと思われまます。また、限界集落は現在4集落ですが、準限界集落を含めて年々増加していくものと考えます。そういうことに私は非常に危惧を持っている一人であります。このような状況で2007年からの首都圏域を中心に約700万人の団塊世代がリタイアすると言われております。これについての多くの人が農山村の空間に親しみ、田舎暮らしや農ある暮らしをしたいという潜在的願望を持っていることに着目し、国の政策の中でも交流居住や2つの地域居住あるいは農地付優良田園住宅建設事業などを進めておりますが、特に近隣の市や町も、あるいは地方の自治体も民間もいろいろな施策を講じて受け入れ態勢を整え、インターネットやマスコミなどを活用しながら進めております。市としても首都圏のふるさと会などを通じてそれなりの努力はしているものと思っておりますが、市のこれらの対応が市民にはよく見えていないのが現状であります。このようなことから、市はこれにどのように対応していくのかお伺いいたします。

2つ目は、「**子ども農山漁村交流プロジェクト**」の取り組みについてあります。去る8月に農水省・総務省・文部科学省との連携事業として、20年度から5年間で小学生1学年120万人を目標に学ぶ意欲や自立心、思いやりの心などをはぐくみ、力強い子供の成長を支える教育活動として、農山漁村での1週間程度の宿泊体験活動の推進が行われるという発表がありました。また、その概要は1学年100人規模で受け入れ可能な全国40のモデル地区を設け、地域のワー

クショップ等を通じた受け入れ計画の作成、受け入れ拠点施設として廃校改修や研修施設の整備などを総合的に支援し、全国500地域に受け入れの拡大につながるモデル構築を行うという内容であります。これについて市の交流人口の子供の招致はまことに将来的にも重要な課題と考えていますので、市としても早めに手を挙げて、受け入れ体制を整備しながら取り組む考えはないか伺います。

次に、**基幹産業の一つ、農業をどうするか**という問題であります。農水省を初め農業団体などが70年代から米の消費拡大運動を展開しつつも、食の変化などさまざまな要因により国民1人当たりの年間米消費量が61キログラムで、ここ10年は年々0.6キログラムずつ減少しており、需要減退のスピードが速く生産調整が追いつかないのが現状であります。加えて19年産米の概算額が60キログラム当たり1万500円とかつてない低価格で、米を主体とした農家は悲鳴を上げ、農業は私の代で終わるという多くの声が聞かれます。このことは今取り組んでいる品目横断的経営安定対策の4ヘクタール以上の認定農業者や法人、20ヘクタール以上の集落営農の組織化の推進にも大きく影響し、さらには米生産過剰から20年産の生産調整数量の拡大につながるものと考えます。このようなことから、市が基幹産業の一つと位置づけている農業を米依存体質から脱却する方策について、JAなどととも真剣に取り組まなければこの地域の農業が崩壊していくという危機感すら感じられます。このようなことから行政の役割として、国の政策をそのまま押し進めることから一歩進めて、国の政策を活用しつつそれに市独自の価格をつける知恵や工夫が必要であると考えますし、それによる市独自の農業政策を持つことがぜひとも必要と考えます。市内の農業や消費の現場を見ながら、農家や消費者、加工・流通団体、農業団体などと協議し、元気がなくなっている今だからこそ行政が**長期にわたって農業に勇気と希望が持てる市の（仮称）農業振興推進条例**を策定しながら、ともによりどころとしての位置づけをしながら、これに取り組む考えはないか伺います。

3つ目は、**バイオ燃料の取り組み**についてであります。この件については先ほどの吉原議員と重複することもあるかと思いますが御了承願いたいと思います。現在の日本は、穀物が72%、エネルギーの96%を海外に依存し、世界の先進国の中で、また、世界第2位の経済大国と言いながら異常な状態にあると考えます。その上、最近では石油などの化石エネルギーによる地球温暖化問題や資源枯渇を警告する石油ピーク論なども言われております。特に、最近の原油価格の高騰は家庭を初め農業などあらゆる分野に大きな経済的打撃を与えております。バイオ燃料は国際的にも注目度が高まってきており、アメリカやブラジルの国の政策でもありますがトウモロコシを原料としたバイオエタノールの生産量は世界の7割を占めると言われております。我が国のバイオエタノール生産は平成17年度末時点で全国6カ所、その生産量は30キロリットルと実験段階にとどまっておりますが、昨年11月に農水省を初め総務省・文部科学省などが技術面・制度面などを検討し、実現に向けた行程表を策定しながら、2030年ごろまでに国産バイオ燃料の大幅な生産拡大を図ることとしております。また、農水省の推進施策とし

て、平成19年3月末現在では90の市町村がバイオスタウン構想を策定し取り組んでおり、平成22年度までに地域のバイオマスを総合的に利活用するバイオスタウン構想300地域を目指しております。日本のバイオエタノールの原料は主にサトウキビの糖みつや建設発生木材ですが、石油との混合率は3%が上限となっており、幾らか公用車に試験的に使用しているところもあります。また、その原料としての米や小麦でもでんぷん質に含まれる糖분을アルコール発酵してバイオエタノールの生産は実用化レベルにあり、平成21年度には国産バイオエタノール混合ガソリンが一般に流通し、広く利用されるものと思われます。また、稲わらやもみ殻、間伐材は低コストかつ高効率などの技術確立に向けた研究も進められております。また、バイオディーゼルについては、菜の花などを原料にその生産量は推計5,000キロリットルと言われ、ディーゼル車等に利用されてきております。市としても良質で安価な木材チップボイラーの稼働や家庭の廃油回収など先進地のように思われますが、農地の遊休地の利用や間伐材など地元資源を活用した市民レベルの取り組み対策の見地から先進地に職員などを派遣し、取り組んでいく考えはないか伺います。

次に、**合併特例事業債及び過疎対策事業債**について伺います。平成の大合併は地方分権の流れの中で、国は合併メリットをいろいろ並べましたが、結局のところ国が借金を多く抱え、これまでのように自治体の面倒を見ることができなくなり、地方でできることは地方でというかけ声の中で、それまで3,300余りあった市町村を1,000程度に目標を設定しながらあめとむちをもって進められました。そのあめの部分が合併後10年間は旧市町村の地方交付税の合計額を全額保証し、その後5年間で、激変緩和措置として順次合併後の正規の算定方式に戻すというものでありました。しかし、実際のところ今時点での交付状況は、合併支援の普通交付税及び特別交付税は17年度から5年間で大館市の場合は12億6000万円、それに合併に伴う補助金として18年度から27年度まで4億5,000万円、国の交付金・補助金のトータルは17億1,000万円と試算されております。国の交付税関係でも10年間で5年間に短縮され、補助金も20年度以降は2,000万円程度と大きく後退しております。また、県の合併特別交付金は平成17年度から5年間で6億円の見通しとなっております。市の合併特例事業債は合併後10年間で基金造成の地域振興基金も含めた額が240億円を借り入れできる計算で、その事業費の充当率は95%、その7割は交付税に参入し国が補てんするというものであります。18年度までの実績について、市の都市計画マスタープランの6つの地域、すなわち大館の東・西・南・北、比内・田代の地域ごとにお知らせいただきたいと思っております。また、今後の事業実施の方針についてもあわせてお知らせいただきたいと思っております。次に、**過疎対策事業債**についてであります。合併前の比内町・田代町は過疎地域の指定を受け、それぞれの事業に取り組んでまいりましたが、合併後は新大館市の指定となり、過疎地域自立促進計画に基づいて諸事業を進めておりますが、18年度までの実績について、先ほどの都市計画マスタープランの6つの地域ごとにお知らせ願うと同時に今後の方針についてもお聞きしたいと思います。

5点目は、**総合支所管内の振興策**についてであります。比内・田代総合支所管内の限界集落対策について支所職員の提案を集約し、市長に報告したとの新聞報道がありました。その取り組みには敬意を表するものでありますが、合併協定書に掲げられている総合支所の位置づけや機能・権限から見て、このような取り組みは当初から市民が大いに期待したものであります。しかし、組織機構上かあるいは運営上の問題なのかはわかりませんが、総合支所のこれまでの2年半の経過は市民の目から見ると単なる連絡所のように思えてならない、そういう声が多く聞かれました。今回、市長に報告したということは市長が問いかけたので報告したとの解釈も成り立つわけで、市長の合併当初の支所職員に対する訓示がどうであったかは知る由もないが、これら提案事項の具体化や事業化等の事務の進めは市民との話し合いを含めこれからであり、それには熱意と時間、労力またわかりやすい構想図や先進地視察が必要であると考えます。財政の厳しさは理解できるとしても、職員の意気高揚を図りつつ、**新たな掘り起こし**も含めこの提案を前に進めるための最小限の予算措置はすべきと考えますが、市長の考えはどうか伺います。

以上、この場からの質問を終わります。御清聴ありがとうございました。(拍手)(降壇)

**〔市長 小畑 元君 登壇〕**

○市長(小畑 元君) ただいまの安部議員の御質問にお答えいたします。

1点目、**交流人口の促進**について。①**団塊世代への対応**についてであります。団塊の世代の方々を本市に呼び込むための取り組みにつきましては、これまで県と一体となって行っており、本年8月、県内の官民が連携・協力して、都会から県内への定住・交流を促進することを目的として設立された秋田県定住促進協議会に参加したところであります。今後も本協議会を通じて情報の収集と発信、定住促進事業等の検討や促進活動のためのネットワークの構築に取り組んでまいりたいと考えております。また、本市独自の活動としましては、昨年、首都圏に在住する本市出身の団塊の世代の方々を対象に県内移住等についてのアンケート調査を実施し、基礎データを集約したところでありますが、今後は、県の定住促進プランをもとに展開されることとなっておりますAターン就職促進事業やあきた農山村・活力倶楽部事業等について、本市での可能性を検討しながら、県や関係機関と連携して取り組んでまいりたいと考えておりますので、御理解をお願いいたします。

②「**子ども農山漁村交流プロジェクト**」の取り組みについてであります。子ども農山漁村交流プロジェクトでは、来年度から全国にモデル地域を設け、その受け入れ体制などを整えていくこととなっております。モデル地域では、1回につき100人程度、1週間の受け入れを年間5回行い、5年後をめどにさらにたくさんの児童を受け入れることとなります。この受け入れのためには、調整を行うコーディネーターの養成、受け入れ農家の拡大、体験メニューの開発等の課題がありますので、修学旅行等の受け入れの実績がある大滝・比内・田代の各グリーン・ツーリズム協議会の方々に協力を求めながら、受け入れに向け協議・検討してまいりた

いと考えております。

大きい2点目、**基幹産業の一つである農業をどうするか。長期にわたって農業に希望が持てる市の(仮称)農業振興条例の制定について**というお尋ねであります。議員御指摘のとおり、本市農業の基幹作物であります水稲については、米価格の低落や米の消費量が減少を続けていることなどにより生産調整は強化される傾向にあり、農家の現状はますます厳しいものと認識しております。また、農業者の高齢化や後継者不足など、いわゆる担い手と言われる農業者の確保をいかにしていくかが大きな課題であります。このようなことを踏まえ、議員御提案の農業振興条例を策定するなどして、現場の農家や学識経験者、農業団体と協議する場を設け、将来にわたって希望が持てる農業の実現に向かって農業施策を推進していくことは極めて重要であると受けとめております。本市において現場の農家や学識経験者、農業団体と協議する場についてであります。農業総合指導センターや水田農業振興協議会、担い手育成総合支援協議会などがあり、それぞれ、本市農業の活性化や水田を活用した作物の産地づくり、担い手の育成支援等を推進しているところであります。その例として、水田農業振興協議会においては、地域水田農業ビジョンに基づき、売れる米づくりや米以外の複合作物の振興による産地づくり、担い手の育成について、現場の農業者やJ Aを初めとする農業団体、消費者等の御意見を反映させながら積極的に推進しているところであります。まずは、これらの協議会を有効に機能させ、活用しながら、中長期的な視点に立った、将来に希望が持てる農業の実現に向けた施策を推進する中で、議員御提案の条例の策定につきましても、他の自治体の事例等を参考に検討してまいりたいと考えております。

3点目、**バイオ燃料の取り組みについて**。本市には基幹産業である農林業から発生する多くの未利用バイオマス資源があります。これらの再資源化につきましては、まず、コンポストセンターを建設し、鶏ふんと生ごみ、もみ殻を利用して良質な堆肥を生産・販売しているところであり、一方、バイオマスエネルギーにつきましても市として取り組みを始めたところであり、市庁舎においては木質チップボイラーによる暖房を導入いたしました。原料には市内の木材加工業者等から排出される木材資源を利用しており、これまで秋田県北部エコタウン計画を進めてまいりましたマテリアルリサイクル分野に加えて、サーマルリサイクル分野における大館モデル確立の第一歩としたいと考えているところであります。また、去る10月24日には大館市てんぷら油回収システム協議会が発足しております。この事業は、町内会や婦人会に御協力をいただき家庭から出される廃食用油を定期的に回収し、市内の福祉施設でバイオディーゼル燃料化する試みであります。このほかに、地球温暖化防止対策とエネルギーの効率的な利用について普及啓発するため、本年度は自然冷媒ヒートポンプ式給湯器、エコキュートの導入補助事業を実施いたしました。バイオマスのエネルギー化については、こうした取り組みを進めながら、循環型社会の形成と地域産業の振興、遊休農地の活用といった幅広い視点を加えて利用法や市全体への普及について調査・検討を行い、事業化へ向けて取り組んでまいりたいと

考えておりますので、よろしく御理解賜りますようお願い申し上げます。

4点目、**合併特例事業債及び過疎対策事業債について**。これまでの対象事業名と今後の対象事業計画についてというお尋ねであります。合併後、平成18年までの2カ年で実施しました合併特例事業債充当事業は、都市計画マスタープランの6つの地域ごとに、東地域で市道改良事業として653万5,000円、南地域で市道改良事業などに5,558万3,000円、西地域で市道改良事業などに1億378万1,000円、北地域で花岡保育所改築事業及び学校給食センター建設事業に1億8,622万8,000円、比内地域で扇田まちづくり交付金事業などに9,318万3,000円、田代地域では市道改良事業として1,117万4,000円の事業を実施しております。さらに、市全域に係る事業といたしまして、高規格救急車導入事業に3,255万円、地域振興基金への積み立てを行う事業費が15億3,400万円となっており、総事業費は20億2,303万4,000円で、合併特例事業債の充当額は18億5,740万円となっております。また、同じく過疎対策事業債充当事業では、東地域で市道改良事業、移動通信用鉄塔施設整備事業などで1億2,822万5,000円、南地域で防火水槽整備事業など1,598万2,000円、西地域で水道消火栓整備事業1,085万2,000円、北地域では市道改良事業など2,128万5,000円、比内地域で市道改良及び防火貯水槽整備事業などに2億1,344万6,000円、田代地域では移動通信用鉄塔施設整備事業などで2億2,813万9,000円の事業を実施したほか、都市計画特別会計においては、有浦東台線の改良事業を4,500万円、下水道事業特別会計で2億3,774万7,000円、農業集落排水事業特別会計で7,962万円を実施しており、総事業費は9億8,029万6,000円で、過疎対策事業債の充当額は5億260万円となっております。合併特例事業債及び過疎対策事業債は交付税の参入率においても有利となっており、本年度におきましても北地区学校給食センター建設事業のほか市道改良事業や防火水槽整備事業など市民の暮らしに直結した約22億円の事業への充当を予定しております。また、平成20年度以降におきましても、市民が安全で安心して暮らせるまちづくりのために各地域の現状を精査し計画的に事業を推進してまいりますので、よろしくお願い申し上げます。

5点目、**総合支所管内の振興策について**。管内の振興策(限界集落対策など含む)掘り起こし等の予算措置についてであります。本市における限界集落等の状況を申し上げますと、65歳以上の人口比率が50%を超える、いわゆる限界集落に分類される集落が4カ所、また、55歳以上の人口比率が50%以上を占める、いわゆる準限界集落が56カ所となっており、今後も過疎化や高齢化の進行により増加するものと予想されます。こうした中、限界集落及び準限界集落の増加を抑制するため、比内・田代両総合支所がそれぞれの地域ごとに限界集落対策を取りまとめております。その内容は、比内地域では、各地区で未利用となっているさまざまな資源を活用した交流人口・定住人口の増加により地域活性化を図っていく施策や、団塊の世代等を対象とした移住促進対策、高齢者による新たな産業振興のほか、職員の地域担当制の導入などであり、また、田代地域では、市民の意識改革や居住生活環境の整備による地域改善、養蜂等による新たな産業振興など多岐にわたる提案がなされております。今後は、これらの実現可能

性を十分精査しながら、来年度からの実施に向けて検討してまいりたいと考えておりますので、御理解と御協力をお願いいたします。

以上であります。よろしく御理解を賜りますようお願い申し上げます。(降壇)

○22番(安部貞榮君) 議長、22番。

○議長(虻川久崇君) 22番。

○22番(安部貞榮君) この場から2点ばかり再質問させていただきます。1点目は農業の問題であります。市の中にはさまざまな協議会なり指導センターなりがありますけれども、それを総括するという体制はちょっと見受けられません。私の農業振興推進条例というのは、先ほども申し上げましたが、農業者と農業団体あるいは行政が共通の心のよりどころをもって進めていく、しかも農家にもう自分の代で終わりだという心の過疎が起こっております。そのためにも農家に元気をつけていくところはどこかと考えたときに、私はやっぱりこれは財政支援だけでなく心の支えにもなる、そういう市の行政のあり方が大事ではないかという意味での時点での質問をいたしましたので、その辺の市長の見解を伺いたいと思っています。

それから合併特例債と過疎債についてはそれぞれの数字をお知らせいただきました。後日、住民の方々にも現状をお伝えしますが、それぞれの地域でそれぞれの特徴を持って生きていく、そういうものの方向性を目指して市も頑張っていくと思いますが、私たちもこういう国のよい制度を活用するということが大事な要素と考えますので、事業発掘にはやはり何といても比内のまちづくり協議会、あるいは田代で進めようとしているまちづくり協議会がその話し合いの中心になっていくものと考えます。そういう意味で今後の制度普及に対する市の取り組みをお知らせいただければありがたいと思っています。

それから総合支所の問題であります。職員がそれぞれアイデアを出して、その管内の元気を取り戻そうと、こういうことでの御提案だと思っておりますし、内容的にはまだ十分には承知しておりませんが、非常によい取り組みと考えております。そのためにも私は幾らかでも先進地視察やそういうものに学ぶために職員を派遣しながら、勉強しながら、情報の提供を地元にしながらか、話し合いをより深めていくことがこれからは大事だと思っております。これは少し古い形ですが、やって見せ、言って聞かせ、させてみて、ほめてやらねば人が動かさずという言葉があります。私は、市長はリーダーシップを発揮しながらこれまで行政を進めてきたと思うわけですが、こういうことを考えてやはり支所職員の士気を高揚するという立場からも幾らかの、最小限の予算措置が必要と考えますが、市長はその点をどう考えているのかお尋ねしたいと思います。

○市長(小畑元君) 議長。

○議長(虻川久崇君) 市長。

○市長(小畑元君) 再質問にお答えしたいと思います。まず1点目でありますけれども、このさまざまな協議会が今までも幾度となく設置され、あるものは改廃になり、あるものは続

けられてきたわけであります。そういった意味でさらにこういったあらゆるものの協議会を統括するという組織を立ち上げるのがよろしいのか、それとも先ほど例えばということで3つほど御紹介したわけでありますけれども、おのおの当然のことながら設置目的をつくって、きちんと立ち上げて形成された協議会でありますから、それらの組織がそれなりの機能を発揮するようにしていかなければ行革の動きに反する屋上屋を重ねることになるのだと思います。その意味で議員御提案の条例ということについても今後検討はしますけれども、大切なことはまさに地域の各農業者が本当に安心して相談でき、いろいろな意味でこれからもまた頑張っていけるという方向性を示すこと、まさにそのことになると思います。その意味で、私自身陣頭指揮でこれからも最大限努力していきたいということをこの場でお誓い申し上げたいと思います。

それから2点目ですけれども、国のよい制度を活用しながら、例えばまち協を含めていろいろとこれからも活用していくべきであるという御提案には私も賛成であります。いずれにいたしましても、市民の皆様方にこういう制度がある、ああいう制度がある、いろいろなこういういいやり方があるのですけれどもどうでしょうかということをごんごんこれからもまた情報として開示して、御説明していくことがまず第一ではないかと思っておりますので、その意味でもまち協を含めていろいろな機会にこういういい制度があるのですがどうでしょうかということで、これからも説明を続けていきたいと思っております。

それから3点目ですけれども、先進地への視察予算はどうかということでありますけれども、ない中で何とか工面はしていきたいと思っておりますけれども、私はまず、インターネット社会でありますから自分たちで調べるだけ調べてみて、そして明確な目標を持って、ここをどうしても見てきたい、そして視察の結果、自分としてはこういうことで実施したい、言ってみると市長に向かってははっきりと提言してくださる方にはきちんと対応していきたいと思っておりますけれども、漠然と旅費を出してくれと言われても何ともしようがないので、これは慎重に取り組んでいきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

---

○議長（虻川久崇君） この際、議事の都合により休憩いたします。

午後0時14分 休 憩

---

午後1時30分 再 開

○議長（虻川久崇君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

相馬エミ子君の一般質問を許します。

〔27番 相馬エミ子君 登壇〕（拍手）

○27番（相馬エミ子君） 市民クラブの相馬エミ子でございます。5期目の議席をいただいて早いもので7カ月が経過してしまいました。その間にことは実にいろいろな問題が発生した年でもありました。私なりにこの1年を総括しますと、食品の偽装と謝罪のオンパレードに終



始した1年ではなかったでしょうか。しかしそういう暗いニュースの中でも、ここ秋田県を会場に秋田わか杉国体が開催されまして、当大館市でもテニスとバレーボールの会場として開催されました。連日の選手の活躍ぶりは目をみはるものがありました。実に素晴らしい成績でありました。本当に落ち込んでいる暗い話題が多い中で、私どもはこういった明るいニュース、この秋田国体で活躍された選手の皆様方と、そしてこの国体にかかわった市当局の関係者の皆様方に改めて感謝とお礼を申し上げながら、質問に入りたいと思います。午後になりますと眠くなりますので、リラックスして聞いていただければと思います。

初めに、**市長の政治姿勢について**お伺いいたします。市長は、春の市長選のマニフェストやさきの定例会の所信表明の中で、行財政改革の推進を最重点として「行革のまち大館」の実現に不退転の決意で挑まれるとされています。しかし、国の三位一体改革による地方交付税の削減や自主財源と言われる税収の落ち込みなどの不安材料が多い中で、当市の基金の取り崩し残高5億6,000万円で中期財政計画の試算では21年度には基金が枯渇し、6億円の収支不足が発生することが想定されています。さらには、総合病院の増改築による起債の償還が始まるとその負担はますます大きく、待ったなしの行財政改革であることは誰の目にも明らかであります。だからといって住民サービスの後退は許されないのとあります。今後、歳出削減に向けた行革が住民サービス向上と反比例しないように進めるのが小畑市長のかじ取りでもあります。腕の見せどころでもあります。そこで、**歳出削減が進められる中で、市民の負託に今後どうこたえていくのか**お伺いいたします。

また、限りある財源の中で疲弊している大館を果たして行革で乗り切ることができるのか、今まさに小畑市長のかじ取りは正念場を迎えています。そこで、**来年度の当初予算に向けて何を優先させ選択するつもりなのか**、厳しい台所事情の中で市民の関心が寄せられているわけであります。その優先順位についての市長の姿勢についてお伺いいたします。いずれにいたしましても、社会的弱者と言われる高齢者や障害者、子供たちに支援事業などは支障のないように願うものであります。

次に、**機構改革について**お伺いいたします。当市では行革の一環として20年4月をめどに大規模な機構改革を計画し、しかも部の移転なども検討されているようではありますが、ただ単に庁舎の分散化による部制の統廃合や職員削減によるスリム化ということでの人減らしだけを先行させ、本来あるべき住民福祉の向上は全く度外視されているように思えてなりません。例えば機構改革の部制については、企画部と総務部を統合して総務部に、また、上下水道部と建設部が統合して建設部に、2部を削減するということのようなのですが、問題は建設部が比内総合支所に移転することについてであります。分庁舎問題については、これまでも何度か議会でも議論した経緯があります。結局不発に終わったわけですが、それなのに今、**なぜ分庁舎か**。現在の機構で住民サービスに何か障害でもあるのでしょうか。障害があるとすれば、何が問題で分庁舎を検討されているのかお伺いいたします。また、分庁舎になることによって窓口部門

が縮小されることになるようですが、しかも市民課相談係に集約されて対応することになると言われております。受付と本業務が切り離されることにより、今までどおりの迅速にしかも正確に柔軟な対応ができなくなるなどの問題が発生し、結局は受付で対応できない要件などについては、例えば水道や住宅関係などは比内総合支所にわざわざ交通機関を利用して足を運ぶことになりかねない問題でもあります。このような状況からしても、**市民サービスの低下につながる**ことは火を見るよりも明らかであり、しかも受付に配置される職員は何人ぐらいなのかまだ示されていないようですが、多課にまたがる受付ともなれば相当の業務経験と事務経験が必要になると思います。果たしてどれぐらいの**業務内容が受付に集約され、その業務量がどれぐらいなのか**お示してください。また、建設部と上下水道部が統合すると一般会計と企業会計が混在することになるわけですが、双方の**管理者責任を1人の部長が担うことになる**とすれば、**果たして問題がないのか**どうかもあわせてお伺いいたします。いずれ歳出削減のためだけの組織再編にならないように願うものであります。また、市長は財政基盤の強化、「行革のまち大館」をマニフェストに掲げ職員を22年度までに114人、14%削減することを提示しております。なぜか管理職の削減については一向に進められていないようですがいかがなものでしょうか。本来、財政基盤の強化を図るといっているのであれば、そのための人員削減だとすればまず管理職から削減し、その上で一般職員の理解を得る形で削減するのが職員に対する配慮にもなると思いますがいかがでしょうか。バランス的に見ても給料の高い管理職を減らさないと、頭だけが多すぎても一般職員が少なければ仕事にも影響が出てくるのではないのでしょうか。当局にお伺いいたしますが、財政基盤の強化と言っている割には副市長2人制にし、しかも管理職の削減についてはいまだに示されていないのでありますが、果たして**人員削減についてどのようなお考えでいらっしゃるのか**、当局の姿勢を問います。

次に、**公営企業法全部適用について**お伺いいたします。市町村合併により2つの市立病院を抱える中で、総事業費112億6,000万円の増改築事業が進められ、この9月には大館市のシンボリックな高層棟が完成し、マンションを思わせるような病院に市民の期待は大きいようであります。しかし、市民の中には期待とは裏腹に「外観だけが立派になっても病院の中身が問題だ」、こう指摘する厳しい市民の声もあることを忘れてはなりません。そのためにも病院の改築事業を契機により地域住民の信頼性を高めていただき、しかも地域の中核病院に最もふさわしい医療サービスを提供してほしいと願うものであります。しかしながら病院が新しくなって快適な新病棟での診療は始まったものの、医師確保の問題や混雑解消のための病診連携の問題、予約制の問題など一向に改善の兆しがなく、今度は10億円を抱える赤字問題、その大きな要因は診療報酬の引き下げや2次医療における患者不足と医師不足、これが挙げられております。そして、さらには増改築事業における起債の償還が始まるとますます病院経営は厳しく、末期症状に陥ることは必至であります。そこで、開設者である小畑市長は来年4月をめどに公営企業法全部適用に移行することを明言し、しかも管理者には予算原案の作成、職員の任命、給料

の取り扱いなど広範にわたる権限を与えています。要するに、市長は自分の手に負えなくなったので病院経営を管理者に任せ、大なたを振るってもらおうという考えだと思われませんが、経営の専門性だけを高めても逆に病院運営を複雑化させる要因になることなどから、医療サービスの低下になることも考えられるわけですがいかがでしょうか。そこで市長にお伺いします。管理者を置くことについては何年も前から言い続けてきた経緯があります。管理者を置くことには別に異論がないわけですが、なぜ今、この時期に全部適用にしなければならないのか。**現在のままでも管理者を置くことができる**と思うわけですがいかがでしょうか。市長の考えをお聞かせください。

しかも今、総合病院では御承知のとおり、増改築という大事業が進められているさなかでもあり、いろいろな業者の出入りや引っ越しの後片づけなど、来年の完成を見るまでには病棟の解体も含めて病院の周りは騒然とした状況が続いているものであります。このようなことから4月からの全部適用となれば、予算から人事まで広範にわたることなどから、それにかかわる事務量、そして準備も必要になることから、4月導入は時期尚早ではないでしょうか。そこで伺いますが、病院経営を任せる管理者については4月から導入し、**公営企業法全部適用の導入については先送りする考えはないのか**どうか、開設者である市長の考えをお伺いいたします。

次に、**管理者の任命について**お伺いいたします。今議会に、病院事業管理者の給与及び旅費に関する条例案が提案されております。しかも管理者の任命については議会の同意は必要とせず市長の権限で任命できるとしていますが、一体どういう人を連れて来るのかということで関心を呼んでいるわけですが、いまだに議会にも相談がない中で今議会に管理者の給料に関する条例案だけが提案をされ、どんな人かも明らかにされていない中で病院のトップになる人の給料が果たして68万円がいいのかどうか、いささか疑問に思うわけですがいかがでしょうか。しかも中央に太いパイプを持つ小畑市長ですから、中央の一流大学の教授のような人を管理者に迎えるとなれば、提案されている68万円では少し安過ぎて失礼にならないかと余計な心配をしております。管理者の任命について、いつごろ、どのような形で公表される予定なのでしょうか。できれば今ここで地元の人なのか、それとも他県の人なのか、恐らく大体めどが立っているとしますので、答えられる範囲内でお答えをいただきたいと思っております。

次に、**防災対策のあり方について**お伺いいたします。大館は災害の少ない町とよく言われ、住みやすい町であることなどから何よりもそれが自慢でありました。しかし、最近では記憶に新しい18年豪雪のように予期しない事態が発生し、時には震撼させられるなど人ごととは思えない自然災害が多くなっているように思います。しかも私たち人間にとって、荒れ狂う自然災害の猛威の前では何の抵抗もできない非力な存在であることを知らされたのが、今回の集中豪雨ではなかったでしょうか。被災された方々に改めてお見舞いを申し上げたいと思っております。さきの9月17日に発生した豪雨では、北鹿地方を中心に総雨量200ミリメートルを超える集中

豪雨に見舞われ、しかも米代川流域を中心に住宅の浸水や土砂災害、農地の冠水など収穫直前の農作物などに大きなつめ跡を残すという大惨事に見舞われました。一夜明けた現場は無残な姿に変わり、何度か現地に足を運んだ私は予想以上の悲惨な状況に胸が締めつけられる思いでありました。特に現地を視察して感じたことは、防災情報の伝達のおくれについてであります。私たち市民クラブとして現地に出向いたときに、被災者の方々が次々と出てきてくれました。そしてこのようなことを言われたのです。「誰かに私たちの状況を聞いてほしかった」ということで、豪雨の中で不安な一夜を過ごしたことを涙ながらに私たちに語ってくれたのであります。要するに、災害が発生してから一週間もの間、誰も来てくれなかったということでありました。例えばどこに避難するのか、また、災害弱者と言われる高齢者やひとり暮らし、障害者の方々に対する対応が全くなく、床上浸水などの被害に遭った人などは冷蔵庫やテレビ・炊飯器などが使用できず、冷たい雨の中で空腹に耐えながら恐怖と寒さに震えていたそうであります。そこで防災体制のあり方についてお伺いいたしますが、当市にも確か、立派な防災マニュアルがあると思いますが、果たして今回の豪雨の中で**防災マニュアルが機能していたのか**どうかお聞かせください。

また、今回の豪雨は35年ぶりとも言われ、特に米代川流域を中心に広範にわたって猛威を振るい、時間の経過とともに日増しに被害が増大し、しかも冠水した水稻はごみの山に覆われたり、また、泥に埋もれ、所によっては砂利に押しつぶされるなど田んぼとは思えぬ悲惨な状況に、改めて自然の恐ろしさをまざまざと見せつけられた思いでありました。しかし、このように日増しに被害が増大しているにもかかわらず、当局は9月17日午後5時15分に災害対策本部を設置したものの、翌日午後5時には豪雨が終息に向かっているとして、対策本部を対策部に既に切りかえていたわけですが、これは一体どういうことだったのでしょうか、お伺いいたします。時間の経過とともに被害が増大し予想外の大惨事となったことは御承知のとおりであります。災害に対する危機管理が全く感じられなかったわけですが、当局の**危機管理体制について**どのように考えているのかお聞かせください。

行政とは、市民の命と財産を守るのが使命であり、常に緊張感を持って対応するのが責務であると思います。そのためにも今回の豪雨を教訓に今回浮き彫りになった課題や問題点を集約し、今後の防災体制に生かすべきと思いますがいかがでしょうか。特に、指摘された情報の伝達や連絡体制のおくれなどは地域と行政の連携が不可欠であり、そのためにも自治会や民生委員・行政協力員などの協力体制が必要であります。そこで当局にお伺いしますが、当市の防災マニュアルの中に新たに民間の協力体制を盛り込んだ**防災体制について見直しする考えはないのか**どうかお聞かせください。

また、災害どきの対応の仕方についても普段から職員にもっと知っていただくための防災訓練なども定期的実施してみたいと思いますがいかがでしょうか。備えあれば憂いなしのごとく、**市単独の防災訓練**についての当局の考えをお聞かせください。

最後の質問になります。斎場で発生した火葬炉燃焼停止事故についてお伺いいたします。

当日は私も午後2時からの火葬のため、斎場に出向いて今回の事故を知ることになりました。偶然にも知り合いの人の親友であることも聞かされ、あつてはならない不測の事態に遭遇した私ははかり知れないほどの憤りを覚えました。改めて御冥福をお祈り申し上げます。11月10日午前9時30分の火葬だったようですが、私が午後1時30分に斎場に着いたときにはまだ騒然としていました。何でも、火葬炉が燃焼して約30分で炉の火が停止してしまったということですが、その際の受託業者の説明不足や言葉遣いなどの対応の悪さが露呈してしまい、親族の方々の怒り心頭は収まるどころか、何を言っても聞き入れてもらえないほどのパニックぶりだったようでもあります。しかし問題はここで終わっていなかったのです。やっと原因がわかって遺体を別の火葬炉に移しかえて再開したものの、今度は火の勢いが強過ぎたのかどうかわかりませんが、お骨が粉々になって形がほとんどないに等しい状態であったと聞かされ、御遺族の心中を思うとどんなにか無念だったことでしょうか。このようなことなどからも、今回の事故は二重にも三重にも多大なる迷惑をかけた上、精神的な苦痛を与えるなどわびるにもおわびのしようがないほどの重大事故でもあったのです。しかも当日は火葬が終わった後、午後1時からの葬儀も予定されていたようではありますが2時間もおくれでしまい、葬儀に参列する人たちはしびれを切らして帰った人も出る始末で、逆に遺族の人が遠方からわざわざ来てくれた人たちに「申しわけないことをしてしまった」と、親族の方々に涙ながらにおわびする姿に胸が痛みました。そこでお伺いしますが、今回の火葬炉の事故が発生した斎場については、A社に1,700万円の委託料で管理運営を任せているわけですが、事故の原因については前日実施した地下燃料タンクの圧力検査に伴うバルブの操作による人的ミスであることが判明し、委員会や市長の行政報告の中でも報告がなされておりますが、全く初歩的なしかも人的ミスによる事故だったのであります。結局、毎年削られていく少ない委託料の中での管理運営ですから、責任のないパートでの対応に頼らざるを得ない状況の中で発生した事故と言っても過言ではないと思いますがいかがでしょうか。しかもこのような中で、今度は同じ3Kと言われるし尿やごみ処理などの人件費9%カットによる委託料の削減なども進められようとしており、本来あるべき住民福祉の向上とは全く裏腹な当局の考え方には少し問題があるように思います。そこで、委託料のあり方についての当局の考えをお聞かせください。また、今回の事故を教訓に指定管理者制度についても同じことが言えるわけですが、例えば、指定管理者制度を導入している3施設についても、経営状況や、また、そこに働く人たちの賃金、労働条件、苦情やトラブルなどがないのかどうか、今一度点検する必要があるかと思いますがいかがでしょうか、お聞かせください。いずれにいたしましても、今回のような事故は二度とあつてはならない事故であり、再発防止に向けての指導の徹底や改善策についての当局の考えをお聞かせください。最後になりますが、斎場の責任者でもある小畑市長は線香の1本も上げたのでしょうか。確かに当局からの謝罪文は市長名で御遺族や親族に送られたようですが、遺霊に

対する謝罪はまだ済んでいないようであります。これでは誠意が伝わらず、いつまでも成仏できないのではないのでしょうか。責任者としての市長の姿勢についてお聞かせください。

以上で質問を終わります。ありがとうございました。(拍手)(降壇)

〔市長 小畑 元君 登壇〕

○市長(小畑 元君) ただいまの相馬議員の御質問にお答えいたします。

1点目、市長の政治姿勢について。①歳出削減の中で市民の負託にどうこたえるかについてであります。議員御指摘のように、待ったなしの行革と市民サービスの両立は、非常に難しい問題であることと認識しております。また、平成21年度には中期財政計画での試算でも収支不足が発生する見込みであり、来年度の予算編成に当たっては、21、22年度の予算編成を見据えるとともに、財政健全化法に基づく決算対象年度となることを踏まえ、聖域なき歳出削減を盛り込みました。収支バランスが悪くなった要因としては、平成16年度からの三位一体改革により、ここ3年間で13億円を超える財源の落ち込みがあったことに加え、少子高齢化対策など扶助費の増加や既存施設の耐震改修経費への対応などが挙げられます。しかし、このような状況だからこそ行革による歳出の効率化と市民サービスを両立させ、持続可能で安心して暮らせるまちづくりを行うことが求められており、今後も受益と負担の公平性に配慮しながら市民生活に直結する課題を常に念頭に置き、努力してまいりますので御理解賜りますようお願い申し上げます。

②来年度の当初予算編成に当たっての優先順位についてであります。1点目でお答えしましたとおり、交付税など歳入の落ち込みが大きく影響している現状を踏まえ、来年度のシーリングをマイナス9%としましたが、引き続き生活関連予算、特に少子高齢化対策や下水道整備、また、医療環境が大幅に改善となった市立総合病院への繰出金などの予算は一定程度を確保しながら歳入歳出のバランスを図っていきたいと考えておりますので、御理解賜りますようお願い申し上げます。

大きい2点目、機構改革について。①なぜ分庁舎なのか、②市民サービスの低下になるのでは、③受付に集約される業務量について。この1点目から3点目までは関連がありますので、一括して御答弁申し上げます。まず、建設部及び上下水道部大館事務所の比内支所への移転につきましては、庁舎のあり方について、本庁舎及び比内・田代総合支所庁舎の3つを最大限活用していくという基本方針を定めておりますことから、今回の建設部及び上下水道部の統合に合わせて比内総合支所に集約化を図ろうとするものであります。それに際し、市営住宅の申し込み、料金収納業務など各種受付・相談については、新たに市民課内にこれに当たる係を設け、所要の人員を配置しながら御不便をかけたりサービスの低下となったりしないよう、最大限配慮していくこととしております。

④統合による会計のあり方と管理者の問題についてであります。建設部と上下水道部の統合による会計のあり方等の問題につきましては、一部、関連する管理職につきましては併任

発令を行うものの、係長以下の職員については普通会計と企業会計部署にきちんと分けて配属させることとしており、むしろ、これまでは窓口が複数の課や庁舎に分散していた給排水事業が一元化されることにより、市民を初め、関係者に対するサービス面が大きく向上するものと考えております。

⑤**人員削減についての姿勢を問う**についてであります。これまでも申し上げてまいりますが、職員数につきましては平成22年度までの5年間で行政職・技能労務職を合わせまして114人の削減を打ち出しているところであります。これは、新第3次行財政改革の目標に向け、執行体制の最適化を図っていくものであり、事務事業の一元化や管理部門及び管理職職員の削減を第一としながら、サービス部門の人員を確保し、市民生活に影響がでないように進めているものでありますので、御理解を賜りますようお願い申し上げます。

3点目、**病院の公営企業法全部適用について**であります。①**今のままで管理者を置いてはどうか**ということですが、病院事業に地方公営企業法を全部適用することにより、管理者には人事・予算・給与等、広範な権限が付与され、経営責任を明確化することで、より効率的な経営改善を図ることが可能と考えております。御提案の一部適用の状態では管理者を置いた場合にはそうした効果が希薄となりますので、管理者の設置につきましては全部適用とあわせて実施しようとするものでありますので、御理解をお願い申し上げます。

②**全部適用を先送りする考えはないか**についてであります。公的医療機関として将来にわたって安定した経営と良質な医療サービスを提供するため、総合病院の増改築事業等ハード面では年次計画により整備を図っているところでありますが、さらに医師確保や医療サービスなどソフト面の充実により病院経営の改善を図ることが喫緊の課題となっております。地方公営企業法の全部適用につきましては、こうした課題に取り組むための有効な手法であると考えており、本定例会に御提案申し上げたものでありますので、よろしく御審議をお願い申し上げます。

③**管理者の任命について**。将来にわたっての安定した病院経営のため最も重要な課題は医師の確保であると考えております。したがって、病院事業管理者は病院経営能力はもちろんでありますが、とりわけ医師確保のため人事に強い影響力を持っており、かつ高度な医療サービスを提供するため医療環境の整備に精通している方ということで、現在人選を進めているところであります。いずれにしましても、3月定例会までには提示したいと考えておりますので、よろしく御理解賜りますようお願い申し上げます。

4点目、**集中豪雨での防災対策のあり方について**。①**防災マニュアルが機能したかどうか**ですが、さきの仲沢議員の御質問にもお答えしましたが、防災マニュアルが主に震災を想定したものでありますので、今回はとにかく多くの職員を動員し、実際の情報に基づきその都度判断しながら対応に当たった面があり、一部対応のおくれや不適切な面があったことを反省しているところであります。今回の事態を十分に分析しながら、今後策定する防災計画に

生かすとともに、大規模水害にも対応するマニュアルを策定してまいりたいと考えております。

②**危機管理体制について**。災害対策本部は9月17日の午後5時15分に設置し、そして9月18日には小降りとなり、徐々に河川の水位が下がり、気象庁の警報が解除されたことから災害対策本部を対策部とし、切りかえたわけであります。その後の被害状況の取りまとめや被災者への対応、各部署の調整は、災害対策部や災害警戒対策室で行ったところではありますが、本部解散後も市長として逐一報告を受け、被災地や被災者への支援について必要な指示をしております。いずれにしましても、甚大な被害をもたらす大規模災害と認識し、常に危機感を持って対応に当たったところでありますので御理解をお願いいたします。

③**防災体制の見直しについて**。今回の災害では、職員の動員体制や避難勧告等の伝達体制について多くの教訓を得たところであり、それを総括し、今後の対応を万全なものとするため、年度当初に設置しました総務課防災係を防災対策室とし、職員1名を増員したところであり、現在進めております地域防災計画の見直しやハザードマップの作成を急ぎながら、専門性を高めた防災対策を構築したいと考えております。また、災害時要援護者対策として大館市社会福祉施設等災害支援ネットワークを立ち上げ、受け入れ体制や要援護者の円滑な避難対策等の協議を進めていく予定としております。

④**定期的な防災訓練を実施することについて**。市としましても、防災訓練の必要性を十分に認識し、本年度は長木地区の宮袋地内で土砂災害に対応した訓練を実施しており、今後も災害対策本部としての連絡伝達訓練を含め、町内会や自治会単位による防災訓練を実施してまいりたいと考えております。

5点目、**斎場で発生した火葬炉燃焼停止事故について**であります。①**委託費の見直しについて**であります。まずは今回このような事故が発生したことにつきまして、まことに申しわけなく、おわび申し上げる次第であります。さて、市の財政は近年非常に厳しさを増しておりますが、市民生活に係る部分の予算につきましては一定の規模を確保するよう配慮しております。委託業務の発注に当たりましては業務を確実に履行できるかを見きわめ、場合によっては仕様や委託費の積算の見直しも検討してまいりたいと考えております。

②**指定管理者制度を導入している施設に対し今一度点検することについて**であります。このたびの事故発生後には市直営施設も含め、すべての施設の運転・管理業務の点検を指示したところであり、今後、同様の事故が発生しないよう必要なものについては操作マニュアルや点検マニュアルの作成・見直しを行い、事故防止につなげてまいりたいと考えております。

③**再発防止に向けた指導の徹底と改善策について**、④**斎場の責任者としての市長の姿勢について**。この2点につきましては関連がありますので、一括してお答え申し上げます。このたびのような事故の再発防止に向けましては、フェイルセーフシステムの考え方を取り入れた別系統の送油設備の導入など施設・設備の改善を検討するとともに、改めて基本から操作の確認をしております。また、緊急時に迅速・適切な対応ができるようマニュアルを再確認するとと



もに、言葉遣いを含めた訓練を徹底して行ってまいります。二度と今回のような事故を起こさないよう、人為的なミスも想定した二重三重の事故防止対策を講ずることをお約束するとともに、故人の御冥福を心からお祈り申し上げる次第であります。

以上であります。よろしく御理解を賜りますようお願い申し上げます。(降壇)

○27番(相馬エミ子君) 議長、27番。

○議長(虻川久崇君) 27番。

○27番(相馬エミ子君) 再質問ですけれども、初めに機構改革について今答弁をいただきましたが、分庁舎問題ですが以前も分庁舎問題、吉田産業跡地に分庁舎をとということで、議会で議論した経緯があるわけですが、そのときもやはり市民サービスの低下ということで問題が立ち消えになった経緯があるわけです。今回建設部を比内総合支所の方にとということのようでもありますけれども、この建設部とか上下水道部というのは一番市民とのかかわりの多い部署でもあります。そういうことからしましても、受付を市民課に持ってきたと言ってもやはりそこで用が足りない場合は、どうしても比内まで出向かなければならない。受付と業務が切り離されるわけですから、こういうことを考えますと今回のこの機構の再編については、本当に分庁舎でいいのかどうか、恐らく市民からの苦情が、もうこれは明らかにわかります。そういうことからしましてももう一度考え直す、この分庁舎問題いかがでしょうか。お聞かせをいただきたいと思えます。

それから、公営企業法の全部適用ですけれども、お話したように何が何でも今進めたいという市長の考え、管理者と全部適用に切りかえたいということで答弁はいただきましたが、今のままだも管理者を置くことはできるわけですから、それ相当の役割を果たしてもらえ。全部適用は180度経営が変わるわけですから、4月からとなれば3カ月しか期間がないわけです。それに追われる職員の事務量も大変なもので、しかも今増改築で、病院を見てもおわかりのとおり、ああいう状況の中で何もかも一緒にということは、私は少し乱暴過ぎるのではないかと。ということで、きちんと病院の増改築を見届けて、完了した上で、それから全部適用に切りかえるという方法もあろうかと思えますので、もう一度市長の考えを聞かせてください。

あと、火葬炉の事故についてでありますけれども、私は市長にここで謝罪してくださいとは一つも言っておりません。できれば、ここでというよりも遺霊に対して一言あってほしかった、誠意ある対応をしてほしかった。しかも2人も副市長がいるわけですから、そういう誠意がないのがとても残念です。以上です。

○市長(小畑 元君) 議長。

○議長(虻川久崇君) 市長。

○市長(小畑 元君) 再質問についてお答えしたいと思います。まず、分庁舎というよりも、御案内のとおり新大館市になりまして、現在いろいろな意味で機構改革も進めていかなければいけないということで、さまざまなトライアルをしているわけでもあります。ですから、かつて

の分庁舎論とは若干そういった意味では状況が変わってきていることは御理解いただきたいと思ひます。それで御心配の面でありますけれども、私どもも、いずれは市民サービス向上のためにいろいろな意味で努力しているわけでありまして、分庁舎をしたからといって市民サービスが低下することは決して許されることではないと思ひます。したがいまして、ここで用が足りなければ比内まで行かなければいけないか、そういうことのないようにきちんと対応したいと思ひます。

それから2点目ですけれども、公営企業法の全部適用についてはさまざまな御意見もあろうと思ひますけれども、少なくともハード面での改善も必要だけれどもソフト面の改善も必要である。これは誰もが皆異口同音におっしゃることだと思ひます。しからばソフト面の改善とはいかんということになりますと、やはり何といつても医療を支えるさまざまな意味での人材の確保なり、そしてまた日ごろのいろいろな意味での接遇、医療技術の向上を含めた職員教育であり、さらには財政をきちんと保っていくことによって今申し上げた上述2点も初めて実現可能になってくるのではないのでしょうか。そういった意味では、私は今回の公営企業法の全部適用については行革を全面に出しながら病院のハード面の改善とあわせ、病院体制を一新していくためにも必要な措置であると思ひ、提案させていただいたわけでありまして。提案説明の中にもありましたけれども、十分に医療現場を熟視し、そしてまた必要な人材確保にもらつ腕を發揮していただけるようなそういう管理者をお迎えしたいということと、その管理者のもとにおいて必要な改革が十分できるような権能を持つような体制をとらなければ、十分な改革はできないのではないのでしょうか。確かに病院の引っ越しと時を同じくして大変だという御意見もございましてけれども、今この時期をいずれにせよ乗り切つていかなければいけないのが市立病院の今置かれてある状況ではないかと思ひます。

それから3点目、誠意ある対応をということとございましてけれども、私どもできるだけこれからも市民の皆様にご迷惑をおかけすることなく、御納得いただけるような対応をできるように今後とも努力していきたくと思ひます。以上です。

○27番（相馬エミ子君） 議長、27番。

○議長（虻川久崇君） 27番。

○27番（相馬エミ子君） 全部適用についての答弁をいただきました。市長は開設者でありながら医療現場の現実をよくわかっていないのではないかというふうに、私は非常に残念な答弁であったというふうに思ひます。それともう一つ、管理者の任命についてですけれども、大体のめどがついているのではないか。そうであれば、地元の人なのか他県の人なのかぐらいは、この場でお話ししてもよろしいのではないのでしょうか。大体私どもは医師確保に影響力のある人というものですから、市長のことですから当然、東京の方からでも大学の教授のような立派な方を連れて来るのかと思つたら、意外と、68万円という市長より安く院長より少し高くと、そういう中間の給料になったわけですからけれども、私どもそういう期待があるわけですから。68万円

ということになれば、果たしてこの辺の人なのかどこの人なのかと余り期待できないのかとそういうふうを受け取ってしまうわけですが、そこら辺、もし答えられたら、地元かそれとも他県から連れて来るか、これぐらいはお答えしてもよろしいかと思いますが、お願いいたします。

○市長（小畑 元君） 議長。

○議長（虻川久崇君） 市長。

○市長（小畑 元君） 安い給料でも一生懸命働いてくれる、地元のことがよくわかる人を連れて来たいと思います。

○27番（相馬エミ子君） 議長、27番。

○議長（虻川久崇君） 27番。

○27番（相馬エミ子君） 今医師不足が深刻化していますので、68万円でも地元で仕事をよく頑張る人ということですからけれども……

○議長（虻川久崇君） 27番に申し上げます。同一質問について3回までになっておりますので、ひとつ短くお願いします。

○27番（相馬エミ子君） はい、わかりました。とにかく医師を連れて来れるような人を私は期待しています。よろしくお願いします。

---

○議長（虻川久崇君） 次に、八木橋雅孝君の一般質問を許します。

〔23番 八木橋雅孝君 登壇〕（拍手）

○23番（八木橋雅孝君） いぶき21の八木橋であります。通告に従いまして、一般質問をさせていただきます。

最初に、豪雨災害の被害救済は十分に行われているかということについてであります。その1、一定の基準に満たない被災者を市独自の政策で救援できないかというものであります。このたびの豪雨災害の救済策について、総務課・農林課・土木課・生活環境課・福祉事務所など各課を回り担当ごとの対応について尋ねてみたところであります。しかしそのいずれも、一定の基準を満たしていなければ手は差し伸べられないことになっているのが現状でありました。例えば、床下浸水の家屋や農業機械、あるいは倉庫といった非住家などは救済の対象とはなっておらず、被災者が自力で立ち直るしかないようであります。これらを原状に復帰させるための負担は相当なものになることが予想されます。このような被災者はたくさんおられると思います。これら被災者を救う手だてを市独自の新たな政策、あるいは緊急的な対策で行えないものかどうかお尋ねいたします。

次に、比内地鶏偽装問題についてであります。1番目といたしまして、県・JA・民間種鶏場などと歩調を合わせ、消費者の理解を得られる認証制度を早急に確立すべきということについてであります。この問題につきましては毎日のように新聞報道されており、詳細は省か

させていただきます。課題はただ一つ、消費者の皆様の信頼をいかに早く回復し、再びお買い上げいただくかであると確信しております。ここにきて、比内地鶏の認証について県の基本的な認識とJAの見解、民間大手の手法などに若干のそごが見られるようであります。この現状に対し、最大の産地である大館市としては傍観することなくこれに積極的にかかわり、消費者が安心して購入できる認証制度の確立に尽力するべきと考えるものであります。

2番目、**工場等設置促進条例を改正するべきではないか**についてであります。比内鶏社は当市の工場等設置促進条例の指定工場として、各種の優遇措置を受けているわけであります。しかし、現行の条例ではこれらの優遇措置は不正な方法で優遇措置を受けた場合にしか、その返還を求めることができないことになっております。また、指定工場の取り消しも事業の廃止もしくは休止をしなければ取り消しをできないこととなっております。今回のケースは極めて異例なことかもしれませんが、何とも割り切れない歯がゆさを感じます。今回の例を参考に、指定工場がその営業に当たって違法な行為、もしくは社会通念上許されざる行為があった場合などには指定を取り消すとともに、交付金の返還や免除された固定資産税の課税徴収ができるように条例を改正するべきであると考えます。

3番目であります。**比内鶏社への交付金及び固定資産税の減免分について、自主返納を求めるべきではないか**ということについてであります。去る10月26日の教育産業常任委員会での産業部長の答弁、11月1日の記者会見での市長発言を新聞記事で目にしたとき、私は「何とお役所的で、市民感情からかけ離れた発言だろう。その原資が市民の血税であるという認識に欠けている」と、怒りにも似た感情を持ったことをまずもって指摘しておきたいと思えます。そこで提案であります。これまでの操業開始時の支援交付金と固定資産税の課税免除額3年分について、自主的に返還するよう比内鶏社に対しきちんと正式に求めるべきであると考えます。

次、大きい3つ目であります。その1といたしまして、**市立総合病院における医療ミスについて（その1、Aさんの場合）**であります。質問に入ります前に、私がAさん御夫婦から聞いた事実経過について箇条書きでまとめたものを読ませていただきたいと思います。「妊娠初期から市立病院にかかっていた。平成19年1月29日の初診で妊娠が判明。出産予定日は9月29日、母子手帳の発行は3月」。途中の定期健診は省略いたします。「10月2日、最後の健診を受ける。その際、C先生から子宮が開いてきているが様子を見ることで一たん帰宅。同日午後、何かが出るのを感じたが少量のため破水とは気がつかなかった。翌3日も何かが出るのを感じ、これが2日間続いたので夜になって病院に電話したところ、入院することとなった。入院後、NST—分娩監視装置で観察した助産師から『赤ちゃんは元気で大丈夫』と言われた。出ているものが羊水かどうかの検査をした結果、羊水と判明したが助産師から『破水が先の場合、大抵24時間以内に陣痛がくるから明日の朝まで待ちましょう』と言われ、待つことになった。その際、羊水量の検査はしてくれなかった。4日朝6時30分ごろから陣痛らしい痛みが始まり、

8時に分娩室に入る。陣痛がきているのをスタッフに告げたら、NSTをかけて『心音がとれない』『大丈夫』『ちょっと待って』と言われる。なお、Aさんの場合、NSTは入院時と分娩時の2回しか使用していないとのことであります。「そうこうしているうちに、医師が3人そろっていて心音をとらえようとしていた。その後、B先生から『おなかの中で赤ちゃんが死んでいます』と告げられた」。死産証書、これは死亡診断書と同じようなものでありますが、これには「母体側の要因として前期破水、それによる羊水過少で胎児が死亡したと記されていた。7日にC先生から『B先生の手記した死亡診断書はおかしい。この診断書で裁判を起こされれば病院が負けるので訴えないでほしい』と言われた。母親は納得がいかず、後日詳しく説明を聞くことになった。10月9日、A先生、B先生、看護師長と本人夫婦で面談。母親がなぜこうなったのか説明を求め、『NST検査の回数をふやしていれば未然に防げたのではないかと』と質問。病院側からは『今後は回数をふやすようにした』との答え。母親が『入院時に羊水量の検査をしてほしかった』と質問。これに対し、A先生は『羊水が全くなくなっても生きる赤ちゃんはいる。B先生の診断書は羊水過少とせず、原因不明と書くべきだった』と言った。母親が『原因不明の場合、どういう原因が考えられるか』と尋ねたところ、A先生から『赤ちゃんを解剖しなければわからない』と言われた。A先生からは『訴えるなら訴えてください』とも言われた。B先生からは『説明不足があれば母体の1カ月健診の際、さらに説明する』と言われた。10月10日ごろ、カルテのコピーをもらいながら医療費の精算をしようとしたが、『B先生からちょっと待ってくれと言われているから』と言われ、支払いはできなかった。10月31日に母体の1カ月健診で病院を訪ねたが、B先生から『自分の方からは何も説明することはない』と言われ、『医事課へ行ってください』と言われた。母親本人は医事課で説明があると思って医事課に行ったが、説明が全くなく入院費の話となり、『社会保険の方から差額の振り込みがあるだろう』と言われた。医事課では本人の主張、疑問点を聞き取り、その結果を本人が希望して後日書面でもらうことにした。その際、院長と話したい旨申し入れたところ『わかりました。後日連絡します』と言われた。11月19日、医事課から電話がきて話し合いの場を11月30日に決めた。11月30日、医事課を訪ね話し合いの場を持ったが、院長は都合がつかないとのことでその場におらず、副院長、A先生、B先生のほか、数人の人がいた。事前の疑問に口頭で答えてもらった。『NSTは今は回数をふやし、3時間に1回やっている。また、今は羊水量の量をはかっている』。これは、あるいは「今後はかることにしたかもわからない」と本人が言っております。いずれ、今ははかっている、もしくは今後ははかることにしたという答えをいただいているということでもあります。「母親が、『もし別の病院で出産していたら、赤ちゃんは無事であった可能性があるか』と聞いたら、『その可能性はある』との答えであった。A先生は『今回の件は医療ミスではなく、医療事故だ』と言っていた。これまでの話し合いの中で、病院側の対応の不手際的な点、例えばあのときこうすればよかったなどということは病院側は認めている。副院長もA先生も、病院側で補償するようなニュアンスの話はしていた」。

断言はしていないそうではありますが、そういうニュアンスの話はしていたということでもあります。「事前に申し入れていた書面での回答は拒否され、『どうしても欲しければ後で医事課に来るように』とのことであった」。以上が、私がAさん夫婦から約2時間半にわたって聞いた主な内容であります。この内容を踏まえながら、1番目の質問といたしまして、**出産直前まで元気だった胎児が死産したことについて、病院側の処置に明らかな過失があったのではないか**についてお答えいただきたいと思います。

2つ目、**死産証書、いわば死亡診断書の中で死産の原因を「羊水過少」と明記しながら、ミスがなかったと強弁するのは責任回避ではないか**。羊水の過少によって胎児が危険な状態になることは予見できなかったのかどうか。仮に予見できたとするなら、胎児の死亡を防ぐ措置がなぜとられなかったのか。

3つ目として、**ミスを認め、Aさんたち御遺族に対し誠意ある説明とおわび、そして補償を行うべきではないか**であります。母体の羊水量の確認を怠った点、また、NSTを十分に活用しなかった点で病院のミスは明らかであると私には思われます。Aさんたち御遺族は今回の死産について、いまだ納得をしておられません。この際、病院側は潔くミスを認めて御遺族に対して誠実におわびと説明をして、しかるべき補償を行うべきであると考えます。なお、Aさん御夫婦は「市立病院の産婦人科は大館唯一の産婦人科であり、今後市民のためにいい病院であってほしい」と願っておりましたことをお伝えしておきたいと思えます。

4、**市立総合病院における医療ミスについて（その2、Bさんの場合）**であります。子宮頸がんの摘出手術を行った際、血管に傷をつけ輸血が必要なほどの大量の出血をさせた事実、さらには止血のための開腹手術をしながらこれに失敗、その結果、弘前大学病院に緊急搬送しなければならなかった事実とあわせ、**二重の医療ミスがあったのではないか**ということについてであります。この件につきましては、Bさんが自分の子供たちががんであることを告げておらないことから、詳細は省きます。Bさんは夫ともども市立病院に対して不満と不信感を持っており、二人で1時間余りにわたってその内容を話してくれました。ここではそのおおよその内容を述べながら、逐一お答えをいただきたいと思えます。「10月2日の手術当日、その日の午後1番目に手術する予定であったが、何の説明もなくなぜか2番目に回されたことについて、自分の症例が軽んじられているのではないか」と疑問に思ったそうであります。病院側からは「摘出手術そのものは比較的簡単な手術で、開腹手術よりはよい」と説明されたが、結果において大量の出血を伴う重篤な状態に陥ったことから、自分の症例を軽く見ていたのではないかという本人の思いであります。ここで、この後の質問の必要性から少し当日の流れをお話ししておきたいと思えます。摘出手術の後、「手術は成功したから大丈夫」との説明を受け、家族は安心して一たん帰宅したが、その日の夜10時ごろ自宅に電話で至急病院に来るように言われ、急遽駆けつけたところ出血がとまらない状態で輸血もしていたそうであります。そのときの説明では、「止血のために緊急に手術をしなければならない。手術は開腹手術になる」と

のことで、手術は夜中の12時ごろから午前3時過ぎごろまでかかったとのこととあります。その後、病院側から「止血手術は終わった。家族は帰宅してもよい」と言われたが、帰宅せずにBさんの様子を見ながら病院内で1時間ぐらい休んでいたそうとあります。そうこうしているうちに、病室、これは個室のようですが、個室の方での動きがばたばたしており、個室に行ってみると「出血がとまらない。このまま輸血していても間に合わないので弘前大学病院に搬送する」と言われたそうとあります。弘前大学病院までは救急車で搬送だったそうですが、一時は本人も家族も死を覚悟したようとあります。結果的に、弘大での止血手術のおかげで出血がとまり一命を取りとめたわけとありますが、弘大では「命の危険があった」と言われたとのこととあります。ここから再び本人及び家族の疑問を述べますのでお答え願います。本人も家族もがんということでショックを受けたほかに、がんの摘出手術成功から一転、出血で呼び出し、止血手術成功から二転して出血がとまらず、さらに三転して弘大への搬送、弘大での止血手術成功でようやく一安心と、状況が二転三転する激しい変化にとついてもついていけない状況の中で、医療ミスであるとの確信を深めたようとあります。Bさんは「市立病院で手術せずに、初めから弘大で手術していればこんなことにならなかったのでは」と市立病院に対する不信感を口にしておりました。弘大では「筋肉につながる血管からの出血である」との説明があったが、市立病院では出血についての説明は一切なく、「出血の場所を見つけることができなかったのではないかとBさんは思っているようとあります。「新しい病院なのに、夜中だったせいか医療スタッフが充実していない」とも言っておりました。Bさんは必ずしも一方的に、また、感情的になっているわけでもなく、「今回の手術の失敗は医師のオーバーワークのせいではないか。今後が心配である」とも言っております。また、弘大への搬送の際、担当の先生がわざわざ同乗してくれたことに感謝もしておりました。Bさんは「今も市立病院での止血手術の際の痛みが体の内部にあるが、二度と市立病院にかかりたくはなく、行けない状態である」と嘆いております。BさんもAさんの場合と同様、病院側はミスはミスとして認め、誠実な対応を望むものであります。なお、AさんもBさんも医療ミスではないかとの疑念を持ちながらも、これを殊さら追求したり特定の医師を批判するのではなく、新しくなった病院が今後うまくいくよう、二度とこのようなことのないよう望んでおりましたことをお伝えしておきたいと思えます。

5、市長の思いつきでスタートした木材チップボイラーの導入は、その進め方が拙速ではなかったか。①担当の職員に相当な負担をかけ悩ませた原因は何かについてであります。担当委員会の委員の皆さんの話を総合して考えてみますと、この話は初めにチップボイラーの導入ありきでスタートしたことがありありとうかがえます。アイデアだけでスタートし、走りながら考える導入であった何よりの証左は、肝心の燃料である木材チップのサンプルが委員会での説明のたびにころころと何度も変わったことであろうと思えます。最終的におがくず状の物に落ちついたようではありますが、これとついてもつい先ごろ目詰まりを起こし、うまく燃焼部に落

ちていけないため不具合が生じたことは、市長御存じのとおりであります。また、今月3日には、今度はおがくずが水分を含み過ぎていて、うまく燃焼しないとかで議会運営委員会を灯油ストーブでしのいだこともありました。このように、十分なテスト運転もそこそこに見切り発車でスタートしたボイラーですので、担当の職員が相当悩んだのもうなずけるというもので、本当に気の毒なことをしたと思う次第であります。市長御自慢のようにアイデアはいいと思いますので、後はこの冬、職員も我々議員もボイラーのトラブルによって風邪を引くことなどないように祈るばかりであります。

②良質な木材チップの安価で安定した供給は本当に大丈夫かについてであります。本来は廃棄されるチップだそうでありますので、委員会に示したコスト比較の資料に記載されたとおり、少なくとも向こう10年間はチップの価格が安くはなっても、高くなることなどないようにしっかりと交渉していただきたいと思えます。いま一つ心配なのは、導入したボイラーに適した良質なチップが安定して供給されるのかということでもあります。これにつきましても、先日のように水分が多過ぎて燃焼しないことなどないように、水分の含有量の一定した良質なチップが安定して供給されるようしっかりと納入先と協議していただきたいと思えます。

③ボイラーの納入に当たって、入札参加者が2社しかなかったのは納入を急ぎ過ぎたせいではないのか。今回のボイラー納入について、入札に参加した業者はわずか2社しかなく適正な競争原理が働いたとは到底考えられません。しかも2社の応札価格の差は20万円しかなく、落札額から計算しますとその差額はわずか0.73%にしかありません。ちなみに落札率は96.09%と、かなりの高い率となっております。これでは初めから落札業者が決まっています、もう一方の業者は仕方なく入札におつき合いをさせていただいただけと思われてなりません。市長の発案であるがゆえに特に急いだのかもしれませんが、この種の業者は市内に11社あるそうでありますので、適正な競争原理が働いていけばもう200～300万円は安く落札できてあったのではないかと思われるわけであります。

6、去る6月に千葉県ゴルフ場で行われた「市長の当選祝いゴルフコンペ」は市の請負業者も参加しており、大館市政治倫理条例に照らして極めて問題があるについてであります。この件につきましては、去る6月定例会の教育産業常任委員会の総括質疑の際にも市長にお尋ねしたのでありますが、市長の答弁にいま一つ理解できない点がございましたので、あえて一般質問させていただくものであります。私の質問に対し、市長は「このゴルフコンペは10年来、大館能代空港が募集して行っているコンペである」と答えております。そこで、改めて数点お尋ねいたします。このコンペに誘われた方の話によりますと、コンペの実質的な呼びかけ人は「市長の当選祝いゴルフコンペ」と、はっきり口に出して呼びかけておるようですが、その辺を市長はどうとらえておられるのか。また、この呼びかけ人自身、市からさまざまな業務を請け負っている会社の代表をされている方でもあります。さらに、コンペ参加者の中にはやはり市からの業務を請け負っている会社の方も参加しております。市長は「10年来、行われて



いるコンペ」と言っておりますが、例年とは明らかに時期を変えて市長の当選直後に行われているのは、やはり市長の当選祝いが主たる目的であったことが明白であると言わざるを得ません。いずれ行政のトップがどのような形であれ、請負業者とゴルフなどをすることはそこで仕事の話が出ないとも限らず、癒着につながるおそれも大いにあり得ます。これらのことは、さきに議員提案で制定した大館市政治倫理に関する条例でも厳しく戒めていることでもありますので、市長においては行政のトップとして厳に慎むべきと考えるものであります。市長の真摯なお答えを求めるものであります。

7、北地区学校給食センターの厨房備品の落札はA社が最高額の備品を97.49%という極めて高い落札率で落札、市長の「天の声」もしくは落札予定価格の漏えいがあったのではないかということについてであります。この問題につきましては、去る9月定例会の教育産業常任委員会の総括質疑でお尋ねしたところでありましたが、今回は範囲を絞って観点を改めて質問させていただきます。この厨房備品の入札件数は7件であります。A社はこの7件の中で最も金額の高い備品を実に97.49%の極めて高い落札率で落札しております。このA社はさらに7件中3番目に高い厨房備品も94.80%という高い落札率で落札しております。わずか7件しかない厨房備品のうち2件を落札し、しかも2件平均の落札率は96.59%という高い落札率になっております。7件全体の落札合計金額に占めるA社だけの落札金額を合計してみますと実に53.5%と、わずか2件の落札ながら金額から見れば半数以上を落札していることになるわけでありまして。これらのことから、市長の天の声、あるいは落札予定価格の漏えいがあったのではないかと思われてならないのであります。落札率が95%を超えると談合の疑いが極めて高いということは、その道の専門家が指摘しているところでもあります。市長の御所見をお伺いするものであります。

8、市立病院の厨房備品の落札も給食センターと同じA社が最高額の備品を実に99.69%という驚異の落札率で落札、これについても市長の「天の声」もしくは落札予定価格の漏えいが強く疑われるがどうかについてであります。これにつきましては、去る11月の企業会計決算特別委員会の総括質疑の際に一度お尋ねしておりますが、今回はあえてポイントを絞ってお尋ねしたいと思います。A社は市立病院の厨房備品においても給食センターと同じく、19件ある中での最高額の7,460万円を超える厨房備品を落札しております。その落札率は、まるで落札予定価格を事前に知ってでもいたかのような驚異の99.69%という常識ではとても考えられない落札率であります。7,460万円を超える金額でありながら予定価格との差額はわずかに23万円の僅差であり、まさに目をつむって針の穴に糸を通すような神わざであります。A社はさらに19件ある入札のうち半数近い9件の厨房備品を落札しております。落札件数における占有率は47%、金額における占有率は37%と極めて高く、他の落札者から見て2倍から3倍の占有率でとても比較にはなりません。これも給食センター同様、市長の天の声もしくは落札予定価格の漏えい強く疑われてならないのであります。市長の明快なる御答弁をお願いいたします。

9、市長は1期4年ごとに2,000万円を超える退職金を受け取っているが、市の財政が厳しくその原資が市民の血税であることを考えたとき、退職金を辞退する考えはないかについてであります。市長はこれまで4期も務められておりますので、4期合計の退職金として実に8,000万円を超える高額な退職金を既に受け取っておられます。これが高いか安いかは市民が判断することなのかも知れませんが、16年間で8,000万円を超える退職金は私には「高い」ではなく「高過ぎる」と思われてなりません。市の財政事情が厳しく、予算編成もままならない状況下であります。そういう中で市民の負担増はメジロ押しであります。しかも退職金の原資はすべて市民の血税であります。副市長2人制の導入によって、その人件費もかかり増しとなっております。他市においても退職金の辞退を明言し、実行している市長もおられます。小畑市長も退職金を辞退することを決意し、実行されますよう大いに期待するものであります。

最後になりますが、「市民の声」からとして3点についてお尋ねいたします。その1として、**東バイパスと長根山1号線の交差点に正規の信号機を設置してほしい**というものであります。9月20日に東バイパスが供用されて以来、私自身毎日この交差点を通過しておりますが、バイパスを利用する車の台数も割と多く、スピードを上げて通る車も結構あるというのが実感であります。現在この交差点にある信号はバイパスを横断する際の歩行者専用の手押し信号で、しかも道路の片側にしか横断歩道はありません。歩行者にとっては極めて使いにくい信号であり、利用者の評判もよくない信号であります。車でバイパスを横断したり、バイパスに合流する際には特に気をつけなければならず、10月26日には車同士の衝突事故も発生しております。長根山1号線は子供たちの通学路でありバス路線でもあります。子供たちやお年寄りの死亡事故など重大事故が起きる前に、歩行者用を含め4面に信号のついた正規の信号機の設置を強く望むものであります。

②**文化会館と中央公民館の間の通路に街灯を設置してほしい**。文化会館や中央公民館で催し物や行事があったときなど、夜帰る際、市道までの通路が暗く、お年寄りや目の不自由な方などは歩きづらく大変困っているようであります。転倒事故などないように街灯の設置をお願いするものであります。

③**桂城公園と秋田犬会館を結ぶ太鼓橋の塗装の塗りかえをしてほしい**。この太鼓橋は下を国道が通っており、大館のシンボリック的存在になっております。しかし、現状は塗装の色があせて見づらくありません。早急に塗装の塗りかえをしてほしいという市民の要望であります。

以上に対しまして、よろしく御答弁お願い申し上げます。(拍手)(降壇)

〔市長 小畑 元君 登壇〕

○市長(小畑 元君) ただいまの八木橋議員の御質問にお答えいたします。

1点目、豪雨災害の被害救済は十分に行われているか。一定の基準に満たない被災者を市独自の政策で救援できないかということですが、災害支援や災害復旧につきましては国・県の支援制度をもとに実施しており、床下浸水家屋や非住家等の復旧については、議員御

指摘のとおり制度的に確立していないのが現状であります。今回の災害では、市独自の見舞金制度を見直し、床上浸水家屋等の住宅を対象に見舞金の額を引き上げて被災者に交付しているところであり、また、床下浸水家屋等につきましても、消毒剤の配付、廃棄物運搬などを実施しております。このほか、家財等の被害を対象とする災害援護資金貸付制度の適用基準の緩和や貸付金額の引き上げ等につきましても、今後とも国・県等に要望してまいりたいと考えておりますので、御理解をお願いいたします。

2点目、**比内地鶏偽装問題**について。①**県・JA・民間種鶏場などと歩調を合わせ、消費者の理解を得られる認証制度を早急に確立すべき**ということではありますが、御案内のように、本市は県全体の5割を占めている最大の比内地鶏生産地であります。市の緊急対策本部では、比内地鶏に関する県の認証制度について県と一体となって取り組むため、素びな供給、生産飼育、処理・加工、販売・流通の4業種13団体を対象に「比内地鶏ブランドの信頼回復に関する緊急アンケート」を実施し、その結果を認証制度の検討材料として県の対策本部に情報提供したほか、県の飼育実態調査に職員を派遣するなど早急に認証制度が創設されるよう連携を密にしているところであります。

②**工場等設置促進条例を改正すべきではないか**についてであります。昨日の田中議員の御質問にもお答え申し上げましたとおり、本市では地域経済を発展させ、また、相手企業と行政との信頼関係を保つため工場等設置促進条例を制定しており、今回の事態は極めて異例であります。現在の法律では、不正営業による指定取り消しを条例に盛り込んだとしても、年度途中において課税を復活させることは困難であります。今後、農工法による地方交付税の減収補てん措置に関する国や他市町村の動きを見守りながら、条例改正を慎重に検討してまいりますので、御理解を賜りますようお願い申し上げます。

③**比内鶏社への交付金及び固定資産税の減免分について、自主返納を求めるべきではないか**ということではありますが、今回の偽装問題につきましては、市民の皆様同様、私といたしましても大変な憤りを感じているところであります。御質問の自主返納につきましては、同社では既に破産申し立ての準備を進めているところであり、法律や条例に基づかない形で返還していただくことは困難であると考えておりますので、御理解をお願い申し上げます。

3点目、**市立総合病院における医療ミスについて（その1、Aさんの場合）**。①**出産直前まで元気だった胎児が死産したことについて、病院側の処置に明らかな過失があったのではないか**、②**死産証書、いわゆる死亡診断書の中で死産の原因を「羊水過少」と明記しながら、ミスがなかったと強弁するのは責任回避ではないか**、③**ミスを認め、Aさんたち御遺族に対し誠意ある説明と補償を行うべきではないか**。それから大きい4番目の、**市立総合病院における医療ミスについて（その2、Bさんの場合）**で、**子宮頸がんの摘出手術を行った際、血管に傷をつけ輸血が必要なほどの大量の出血をさせた事実、さらには止血のための開腹手術をしながらこれに失敗、その結果弘前大学病院に緊急搬送しなければならなかった事実とあ**

わせ、二重の医療ミスがあったのではないか。この2点につきましては、市立総合病院の医療ミスということについての御質問でありますので、一括してお答え申し上げます。いずれの御質問内容も、特定の患者さんにかかわることであること、また、医療の専門的な内容にかかわるデリケートな内容でもあり、私からは診療内容の細部に及ぶ答弁は控えさせていただきたいと思っております。病院で医療事故等と疑われる事案が発生した場合、直ちに院長からの報告を受け、病院側に責任が認められるときには、情報開示を含め真摯に対応してまいったところであり、ただ、病院側と患者さんや御家族との間での受けとめ方は、必ずしも一致しない場合があります。双方に不満や誤解を生じることもあります。御質問のような事例が発生した場合には、院内に設置しております医療安全推進委員会等を開催し、院長を中心として事実関係を検証した上で、その後患者御本人はもちろんのこと、御家族の方にも丁寧に説明し、不安の解消にできる限り努めているところであります。病院としましては事故内容を詳細に分析し、その結果、瑕疵があったとしてもその責任を免れようとは決して考えておらず、補償が必要と判断した場合には誠実に対応してきたところであります。この2件につきましては、院長から医療ミスでない旨の報告は受けておりますが、患者さん及び御家族の皆様には引き続き誠意を持って対応するよう指示したところでありますので、よろしく御理解を賜りますようお願い申し上げます。

5点目、市長の思いつきでスタートした木材チップボイラーの導入はその進め方が拙速ではなかったか。①担当職員に相当負担をかけ悩ませた原因は何かということですが、昨年来石油燃料の高騰が続く中、本年度は本庁舎のボイラーを更新する必要があったことから、重油ボイラーのほかFFストーブやバイオマス燃料による暖房など、さまざまな手法について情報収集を行ってまいりました。私としましては、エコタウンを標榜する環境都市にふさわしいものに更新することが最も望ましいと考え、6月定例会の教育産業常任委員会での佐藤照雄委員の総括質問に際し、間伐材・廃材・木材チップ等を含めた森林資源を燃料とした暖房用ボイラーを目指したいと表明したところであります。先進例としては岩手県の木質ペレットによる暖房がありますが、大きなカロリーの製品がなかったことや燃料のペレットが高価であるため、地場のバイオマス燃料を利用する方向で具体的な計画を指示したところであります。これまで前例がない自治体庁舎への木質燃料ボイラーの導入ということで一からのスタートとなり、ボイラー本体の調査に加え、燃料の確保や運搬、保管対策などさまざまな課題を解決する必要がありました。また、冬期までに設置運用しなければならないこともあって、担当職員に負担をかけたと思っておりますが、稼働にこぎつけたことはその努力によるものであると感謝しているところであります。

②良質なチップの安価で安定した供給は大丈夫かということですが、御指摘のとおり、さきの議会運営委員会の際には含水率の高い木質チップを燃料としたことから燃焼が不具合となり、大変御心配をおかけしたところであります。木質ボイラーの燃料は製材業や木材加工業で発生したものを使用しておりますが、事業所での引き渡し価格は1キログラム当たり10

円ぐらいから有償で廃棄等の処分をしているケースまでさまざまであります。市では複数の原料から燃料に適した製品を選択し、事業所での引き渡し価格と運搬費・搬入費等の経費を合算した価格で管理業者と契約しており、今後もより経済的な燃料を安定確保してまいりたいと考えております。また、石油を初めとする化石燃料が地球温暖化に影響していることや、価格が非常に高くなっていることなどを勘案し、本市においては木質原料をエネルギーに転換することにより、環境にやさしく、かつ石油燃料よりも安価なバイオエネルギーの調達を図ってまいりたいと考えております。木質ボイラーの設置後も市内の木材関連業者から燃料を供給したいとの申し出が何件かありますので、今後も調査・実証の上確保するとともに、年間を通して燃料を受け入れるようなストック場所についても検討してまいりたいと考えております。

③ボイラーの納入に当たって、入札参加者が2社しかなかったのは納入を急ぎ過ぎたせいではないのかということではありますが、8月8日開催の臨時議会において庁舎暖房設備工事費として計上した補正予算が可決され、8月10日には募集を開始し、8月16日の締め切りまでに2社から入札参加申込書の提出がありました。一連の手続は公募により透明性を確保した上で実施されたものでありますので、御理解を賜りたいと存じます。

6点目、去る6月に千葉県で行われた「市長の当選祝いゴルフコンペ」は、これは質問にそう書いているので私読んでいるわけでありますので、御理解いただきたいと思うのですが、市の請負業者も参加しており、大館市政治倫理条例に照らしても極めて問題がある。1点目、ゴルフコンペは私の当選祝いとして行われたのではないかというお尋ねではありますが、そもそもこのゴルフは、大館能代空港が開港した平成10年、利用が少なかった札幌便を活用するため商工会議所や空港ターミナルビルが主体となって始めたものであります。当時は夏に行っておりましたが、その後、東京便の乗客が少なくなる冬のツアーを旅行業者に企画いただきまして、まずは利用促進協議会のメンバーが率先して参加しようと、鹿角・北秋田を含め商工関係者や空港ターミナルビルの関連業者等に参加いただきながら、私も促進協会長そして空港ターミナルビルの社長という立場からPRして、みずからも可能な限り参加してきたものであります。この6月のコンペでありますけれども、新たに大阪便の利用を目的に企画されたものの、諸般の事情で東京便に変更されたと同っております。統一地方選挙後の日程であり、当選祝いととらえた方もいらっしゃると思いますが、あくまでも、少しでも搭乗率を上げたいとの一心から多方面に声をかけ、私も参加させていただいたことを御理解いただきたいと思います。2点目ですけれども、一緒にゴルフをすることで請負業者と癒着したり、市民が疑惑を抱いたりするので慎むべきとお話ではありますが、特定の業者と頻りにゴルフを行うのは私としてもいかがなものかと思えます。しかしながら請負業者であるなしにかかわらず、幅広くさまざまな業種の方々と交流を深めることは必要であると考えております。また、大館市政治倫理に関する条例に抵触するようなことは一切ないと明言いたします。

7点目、北地区学校給食センターの厨房備品の落札はA社が最高額の備品を97.49%とい

う極めて高い落札率で落札、市長の「天の声」もしくは落札予定価格の漏えいがあったのではないかとありますが、北地区学校給食センターの固定型厨房備品の入札は7件に分割し、市内の物品調達厨房類で登録している業者を対象に公募し、8月23日に9者による入札を執行した結果、2者が入札予定価格を上回り、残り7者のうち最低価格者が落札率97.68%で落札いたしました。物品調達の設計価格につきましてはカタログ価格・一般価格等を参考にして決定し、入札予定価格はさらにその価格を参考に設定しております。また、予定価格調書はほかに漏れないように金庫に保管し秘密を保持しており、談合などはなかったものと確信しております。今後も入札の一層の透明性と公平性を確保し、適正な競争入札の実施に努めてまいります。

8点目、市立病院の厨房備品の落札も給食センターと同じA社が最高額の備品を実に99.69%という驚異の落札率で落札、これについても市長の「天の声」もしくは落札予定価格の漏えいが強く疑われるかどうかというお尋ねであります。市立総合病院の厨房備品の入札につきましては19件に分けて、市内の物品調達の登録をしている業者を対象に公募したところ7者の応募がありました。入札は1回で落札したのが13件、2回が5件、3回が1件となりましたが、再入札や再々入札時の最低価格業者が異なったことから、競争原理が働いているものと考えております。いずれにいたしましても入札は正規の手続にのっとったものであり、御指摘のようなことはないことを申し上げます。

9点目、市長は1期4年ごとに2,000万円を超える退職金を受け取っているが、市の財政が厳しくその原資が市民の血税であることを考えたとき、退職金を辞退する考えはないかというお尋ねであります。退職金の受取額につきましてはほぼ議員御指摘のとおりであり、また、全国的に見ますと明石市・板橋区・久留米市など退職金を受領しないように、自治体独自の退職手当に関する条例を改正している例が幾つか見受けられます。現在、私どもの退職金につきましては、秋田市を除く県内すべての市町村が加入しております秋田県市町村総合事務組合の秋田県市町村職員の退職手当に関する条例の規定により支給されております。御案内のように、条例の改正なしに退職金の一部であっても辞退することは、公職選挙法の規定により寄附行為に当たり禁止されております。したがって、辞退するためには加入しているすべての市町村の同意により条例の改正が必要となりますので、本市だけが独自に削減することは困難であることを御理解いただきたいと思います。議員御指摘のとおり、市の財政は厳しい状況にあります。市の加入先であります秋田県市町村総合事務組合に対しては市民の皆様には十分御理解をいただけるよう、支給率・負担金の割合等についての議論を深めていただくことを引き続きお願いしてまいりたいと考えておりますので、よろしく御理解賜りますようお願い申し上げます。

10点目、「市民の声」から。①東バイパスと長根山1号線の交差点に正規の信号機を設置してほしいということですが、東バイパスと既存の市道との交差点につきましては、東台地内から観音堂地内までの信号機や横断歩道等の交通安全施設の設置について、事業着手

後から大館警察署及び県公安委員会に要望してまいりました。それにより、交通量や道路状況を勘案して市道長根山1号線の交差点に歩行者用の押しボタン式信号機が設置されたものであります。しかしながら、議員御指摘のように暫定供用開始となった後も工事説明会や電話等で市民の皆様から同様の御意見をいただきましたので、再度10月に要望したところであります。今後も県公安委員会に実情をよく説明し、信号機等の変更を強く要望してまいりたいと考えておりますので御理解をお願いいたします。

②文化会館と中央公民館の間の通路に街灯を設置してほしいということですが、文化会館と中央公民館の間の通路には文化会館側に3カ所、中央公民館通路に7カ所、街灯が設置されており、これらの街灯を全部点灯させた場合は十分な明るさが確保されると考えております。しかしながら、事業等がない場合や休館日には節電のため一部消灯していることもあります。今後も文化会館・中央公民館が相互に連携し、利用者に不便のないようにしてまいりますので御理解をお願いいたします。

③桂城公園と秋田犬会館を結ぶ太鼓橋の塗装の塗りかえをしてほしいということですが、御指摘の桂城公園歩道橋は昭和53年に民間からの寄附金などで建設されたもので、日常の生活道路としても多くの市民に利用されており、桜祭りの開催時には桜をイメージしたライトアップがなされ桂城公園のシンボルとなっております。この歩道橋は、これまで塗装工事を2度実施しておりますが最近また退色しつつありますので、塗装を行いこれからも市民に親しまれる桂城公園歩道橋として景観の保全に配慮してまいります。

以上であります。よろしく御理解を賜りますようお願い申し上げます。(降壇)

○23番(八木橋雅孝君) 議長、23番。

○議長(虻川久崇君) 23番。

○23番(八木橋雅孝君) 再質問させていただきます。医療ミスの件について、Aさんのケース、Bさんのケース、私は極めて重いものがあると思っております。2つ合わせて医療ミスではないという答弁、私は非常に冷たい心のこもっておらない答弁だと、本当に悲しく思っております。まずAさんのケースで言えば、病院側はAさんの事例を踏まえてNSTの回数をふやすように改めております。さらには、Aさんのときには全くやらなかった羊水量の検査もするように改めております。これは、Aさんの分娩に際して病院側の対応が不十分であったことの何よりの証明ではないですか。これについて、ミスであるかないかは別として至らなかつた部分があるということについても認めておらないのかどうか、その辺ちょっと疑問であります。それから、A先生もC先生も胎児の死亡について「原因不明とするべきだ」と、こういうふうになっております。これはうがった見方をすれば、事実関係を隠ぺいしようとしていると判断されても仕方がないのではないのでしょうか。私はむしろ、B先生が書いた前期破水による羊水過少これが死因であった、この診断書の方が正直に書かれたものではないかと思っております。これについてもお尋ねしたいと思います。それから、Aさんが診療費を払おう

としたところ、B先生から「ちょっと待ってくれ」と言われている。これは何かの意味があるのだと思いますが、何を意味しているのか、その辺もお尋ねしたいと思います。それから、B先生から「説明不足があれば母体の1カ月健診の際に説明する」と言われたということですが、1カ月健診になってから急に「何も説明することはない」と態度を変えております。なぜなのか、ちょっと疑問であります。それから、院長と話したい旨申し入れて「後日連絡する」と言って話し合いの日取りを決めておりますが、当日院長が何か急用ができて来れなかったのであればやむを得ませんが、なぜ院長が出てくれなかったのかと今思えば残念でなりません。それから、C先生が「羊水過少の診断書で裁判を起こされれば、病院が負けるので訴えないでほしい」、これはどういう意味なのか。こういう言葉をはっきりとAさんに語っているわけでありまして。それから、A先生が「訴えるなら訴えてください」、これもどういう意味なのか理解不能であります。「訴えるなら訴えてください」、まるで患者さんに対する開き直りのように私には聞こえます。これについても理解不能であります。A先生もB先生もこれまでの話し合いの中で、病院側で補償するかのようなニュアンスの話をされております。これは断言はしておらないということですが、これもどう解釈すればいいのかわかりません。理解に苦しむところでもあります。それからAさんの場合、話をするたびに應對する先生が変わって先生によって話が変わる、あるいは話自体に一貫性がない。これは先生同士の意思疎通がうまくいっていないということが感じられてならないわけでありまして。その辺がAさんの病院への不信を招いているのではないかと私は思っております。

それからBさんのケースですが、説明不足の一語に尽きると私は思っております。事態の急変で先生自身、多少あわてて冷静さを欠いたことはあったかも知れませんが、今からでも病院側からBさんに接触して、「行きたいけれども行けない状態だ」と言っているBさんに病院に足を向けてもらう、そういう努力が必要なのではないかと私はそう思っております。

それと、今回の質問に対する通告の際の当局の反応を考えまして、院長が答弁するという申し出もありました、それも含めまして病院側の過剰な反応であると私は考えております。確かに新しくできた病院ですので、医療ミスなどという言葉が聞くと過剰に反応せざるを得ないのかもしれない。誰もそんなのを願っているわけはありません、ないことを望んでいるのは誰も同じですが、今回の病院側の反応は非常に過剰だと思われまして。それからもう一度繰り返しますけれども、Aさんの場合もBさんの場合もいたずらに病院側と対立する考えは全く持っていません。新しい病院の今後を心配してうまくいってほしい、今回のようなミスは二度と起こしてほしくない、こういう気持ちからの訴えであります。これを最後に申し上げておきたいと思っております。なお、私が質問の中で申し述べたA、B、Cという先生の名前につきましては、直接かかわった先生、あるいは話し合いに加わった先生、これらの先生の頭文字をあいうえお順で並べたものでありますので、精査いただければどなたの発言であるかはわかりただけだと思いますので、よろしくお願いたします。



次に、病院の厨房設備の入札についてであります。入札価格は市長が決めて金庫に保管ということでありますが、市長のほかには予定価格を知り得る立場にあった者はいないのかどうか。市長は天の声は否定されておりますが、この種の件では誰か仕切り屋がいるというのが普通だと聞いております。A社が直接ということもある、あるいは第三者を介在させていることもある、こういうことも言われておりますが、これについて市長どうお考えかお尋ねしたいと思います。それから99.69%という極めて高いこの落札率について、市長の率直な御感想をお尋ねしたいと思います。

それからゴルフコンペであります。奥様も参加されているやに聞いておりますがそれが事実かどうか。それから業者とのゴルフにつきましては、やはりいたずらに誤解を受けないためにも業者が参加していたら一切出ない、そういう固い決意を市長たるもの持たなければならぬと私は思っております。それについてもお答えいただきたいと思っております。

それから退職金については、私は市長自身はその組合を脱退すれば、それで退職金が支払われなくなるという方法があるのではないかと考えておりますが、その辺はどうなのかその点も含めましてお答えいただきたいと思っております。以上でございます。

○市長（小畑 元君） 議長。

○議長（虻川久崇君） 市長。

○市長（小畑 元君） 何点かについてお答えしたいと思うのですが、最初に市立総合病院に関しての医療ミスではないかという事例を挙げられての質問でありますけれども、極めて個人のプライバシーとか医療担当者の名誉にかかわりかねないような事柄について、今一問一答で果たして私がお答えする権能があるかどうか。開設者とは申せ医療行為そのものについての、例えば私自身ミスがあるとかないとかいろいろ議論する場合であっても、やはりそれはそれなりの人が責任を持って答えなければいけないと思うのです。その意味で、一般質問でこのような形で一問一答をやっていいのかどうか、私もちょっと、正直申しまして若干疑問があるわけでありまして。それは議会がお決めになることですから、私どもとしては議会の決定に従うわけでありまして、いま一度この場での答弁という意味においては一定の制約と、そして慎重な配慮を私は皆様をお願いしたいと思います。その意味で、もちろん私具体的に幾つか資料を持っておりますので、例えば一つ一つのことについて診療費を待ってくれというのはなぜかとか、母体はどうだとかいろいろな話について私が聞いた範囲で答えてもよろしいのですが、果たして皆さん、こういうケースがこれからも何回も続いて、そしてまたそのたびごとに大変に難しい議論になったとすれば、できればお尋ねの場所とか議論するという場所というのは、それなりに設けてやっていただいた方がよろしいのではないかと私は思います。そういうことでは、まことに申しわけございませんけれども、冒頭申しましたとおり個別の再質問の中身については、今私の方から答弁させていただくことはどうか控えさせていただければありがたいと思っております。

それから2点目でありますけれども、発注について私自身はきちんと公明正大に行われていると思っております。これからも、当然のことながら市民の皆さんにできる限りのベストプライスが提供できて、適正な競争が行われる環境をつくっていくよう努力していきたいと思っております。99.6%という落札率、これがどうなのかというのはいろいろ議論があると思っておりますけれども、私自身も、例えばいわゆる歩切りを決めるときに何%かというのはその時点で決めて後は封をして渡すだけでありますから、その意味でも仮に数字を知っているとしても極めて数少ない人間でありますし、その時点で決まるということになりますので、いろいろな意味で私自身は情報の漏えいはあってはならないし、ないと思っております。

それからゴルフコンペに関して、家内が行ったかということは、家内も参りました。ゴルフは一緒にやるケースが多いものですから、御理解いただければありがたいと思っております。それから、業者とのコンペはできるだけ控えたらどうだということでもありますけれども、いろいろな機会がありますのでゼロというわけにはなかなかいかないでしょう。極端なことを言いますと、市長主催のコンペというのもあるわけですので、これをやるなどと言われても何ともしようがないので、その辺は議員御指摘のようにできるだけケース・バイ・ケースで慎重に下さいということ、私も十分これから御意見に従っていきたいと思っております。

それから退職金でありますけれども、どうも難しいのですけれども、返せと言われてもそれでは私が退職金を受け取らないと、私以降の市長さんというのは誰も退職金を受け取らないということになるわけでありまして、その意味でも果たしてこの時点でこれを決めていいかどうか、何とも言えないところであります。強いて言うならば、いただいた退職金以上に十分に仕事をしてお返ししたいと思っております。

○23番（八木橋雅孝君） 議長、23番。

○議長（虻川久崇君） 23番、時間がございませんので、ひとつ簡潔にお願いいたします。

○23番（八木橋雅孝君） はい。病院の問題につきまして、市長が今言ったことを私ちょっと理解しかねたのですが、市長は、病院のミスのようなそういう個々の事例については一般質問で取り上げるなどこういう意味でおっしゃったのかどうか、そこだけ確認したいと思っております。それから、時間もないようですので、私、厚生常任委員会の方で委員外の発言を厚生常任委員長のご許可を得ながら、院長に直接お尋ねしていきたいと思っております。1つだけお答えいただきます。

○市長（小畑 元君） 議長。

○議長（虻川久崇君） 市長。

○市長（小畑 元君） 病院のミスを隠す隠さない、虚偽の報告をするしない、そういう疑いがあるということならば、それはそれなりの、当然のことながら議論はしてしかるべきだと思います。しかしながら個別のケースについて、個人のプライバシーや医療担当者の名誉にかかわりかねないような事柄については、極めて慎重を要するのではないかと申し上げ

た次第であります。よろしく御理解いただければありがたいと思います。

---

○議長（虻川久崇君） この際、議事の都合により10分間休憩いたします。

午後3時24分 休 憩

---

午後3時34分 再 開

○議長（虻川久崇君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

小畑淳君の一般質問を許します。

〔4番 小畑 淳君 登壇〕（拍手）

○4番（小畑 淳君） やっと順番が回ってきました。ラストバッターの平成会の小畑でございます。八木橋議員が3人分ぐらい質問しましたので、私も暗くなってまいりますと\_\_\_\_\_という予定でございますので、さらっと流したいと思います。よろしくお願ひします。それでは質問させていただきます。

まず、財政健全化法を踏まえた今後の**財政運営**についてお伺ひします。本市の財政状況は、平成17年度決算においては市税や地方交付税では若干の伸びはあったものの、平成18年度、19年度においては財源の不足から既定基金の取り崩しを行いました。一方、歳出におきましては少子高齢化に伴う扶助費や農業集落排水事業・介護保険事業等への繰出金、さらには既存施設の改修経費の増加により今後も非常に厳しい財政状況が予想されております。また、国におきましても平成19年度から5年間を「財政健全化Ⅱ期改革」と位置づけ、地方交付税のさらなる削減など本格的な地方分権を迎える中、自主的で自立的な行財政運営が求められております。また、本市一般会計と特別会計を合わせた平成18年度末の市債残高は450億円で、下水道・水道・病院等の企業会計を合わせた全会計の18年度末の市債残高は前年より3.7%増の763億1,556万円となっております。そのような中で、ことしの6月15日に地方公共団体の財政に関する法律、いわゆる財政健全化法が成立し、地方公共団体の新しい財政再建制度が整備されることとなりました。夕張の教訓を生かし、財政再建を早期に促すためにつくられた法律でございます。これまでは財政破綻と同時にいきなり財政再建団体というレッドカードが突きつけられましたが、新しい財政再建制度では財政の健全化の過程に早期健全化というイエローカードと、財政再生というレッドカードの2段階のスキームが盛り込まれていますから早期に手を打つことができ、自治体の財政破綻防止になることが期待されております。また、財政の健全化を判断するため実質赤字比率・連結実質赤字比率・実質公債費比率・将来負担比率の4つの財政指標が規定され、総務省は今年7日に基準値を決定いたしました。地方公共団体の長は年度ごとにこの財政指標と算定の基礎資料を監査委員の審査に付し、意見をつけて議会に報告、公表しなければなりません。そしてこれらの指標が一定以上になると、財政健全化計画あるいは財政再生計画の策定が義務づけられます。さらには、公営企業についても資金不足比率が基準

値以上になった場合には経営健全化計画を定めなければならないなど、公営企業の財政再建を同じ法律に位置づけていることももう一つの特色でございます。夕張市は巨額の一時借入金を特別会計間で操作するなどして、最終的に普通会計の黒字を装っていました。この4つの財政指標によって夕張のような、いわゆる隠れ借金が明らかになり自治体財政の透明性を高めるのに大変有効であると思います。平成19年度決算からこの4つの財政指標の公表、策定が行われ、平成20年度決算から計画策定等の義務づけが生じることとなっております。そこでお伺いしますが、本市の平成18年度決算をこれら4つの財政指標で試算するとどのような結果となり、どう評価できるのでしょうか。そして、今後本市として「**財政健全化法**」を踏まえながらどう**対処していくのか**お尋ねします。

次に、**学校図書館図書**の整備についてお伺いします。小さいときから本に親しみ読書の習慣をつけることは子供の成長に大きなプラスとなります。国では平成13年12月に「子ども読書活動の推進に関する法律」を策定し、これに基づいて基本計画を策定しています。それを受け、本市でも平成17年に大館市読書活動推進計画を策定したと聞いております。ところが、こうした動きとは裏腹に自治体の厳しい財政状況から学校図書館の整備、中でも蔵書の整備が進んでいない実態が文科省の調査で明らかになっております。その原因として言われているのは、自治体の中に学校図書整備費として地方交付税に充当された財源を学校図書館の整備には使わずに、ほかの目的に使われているということであります。文科省では公立義務教育学校の図書館に整備すべき蔵書の標準として、小学校と中学校を別々に学級数に応じて学校図書館図書標準を定めて蔵書の整備を進めておりますが、この標準を満たしていない学校が余りにも多いため、平成19年度から5年間を新学校図書館図書整備5カ年計画として年額200億円、5年間で総額1,000億円を地方交付税で手当して蔵書目標の達成を後押しすることにしております。そこでお聞きしますが、本市では、**地方交付税充当分の予算が図書購入費として各学校に配分されているのか**どうか。そして、**平成18年度と19年度の図書購入予算と図書購入に関する費用の保護者負担の状況**について、また、あわせて「**大館市読書活動推進計画**」の現状を教えてくださいたいと思います。

最後に、**自殺予防対策**についてお伺いします。この問題を取り上げましたのは自殺者が全国で9年連続3万人を超え、その中でも秋田県が12年連続ワースト1となっており、その防止策を求める声が非常に高くなっておるからでございます。社会的背景の中から倒産・廃業・リストラ、職場でのパワーハラスメントなど要因が多発しており、また、うつ病などの心の病を抱えていることも多く、自殺に追い込まれるケースが非常に多くなってきております。このような状況の中で、一番身近な自治体が現状を把握し個別な対応をしていくことが求められ、本市としても積極的にその役割を果たしていかなければならないと考えております。自殺予防対策の推進については、自殺を取り巻く問題を考えうつ病などの医学的観点からだけではなく、社会的・経済的観点から幅広い検討と対策が必要となります。行政以外では、全国規模のNP

○法人などがそれぞれの立場で自殺予防や遺族へのメンタルケアなどに対し重要な役割を果たしてきており、さまざまな機関や団体が近年、自殺予防対策に積極的に取り組んでおります。しかしながら、いまだに一般住民への自殺の関心・意識は必ずしも高くなく、自殺やうつ病といった言葉がタブー視されている場合も見受けられます。本市におきましても自殺対策事業の一環として先ごろ自殺予防講演会を開催し、270名の方が受講されたと聞いておりますが、こうした活動により地域の意識が高まっていくことが最も重要であると考えます。講演会では秋田大学の本橋先生が、自殺の原因として健康や経済的生活問題を取り上げうつ病の患者が医療機関で受診するケースが少ないことなどを指摘し、相談できる環境の整備に力を入れることの重要性を説いておりますが、このことを踏まえ、今後「相談・支援体制」、「ケア」等について市としてどのような対応をお持ちなのかお伺いします。自殺予防対策を推進していくためには保健福祉行政だけではなく、医療機関・各種地域組織・教育機関・警察、さまざまな関係機関・団体がそれぞれの特性に応じた役割を担い、お互いに連携を図りながら活動を進めていくことが重要と考えます。関係する機関が継続的に情報を共有し、対象者の特性を考え個人への働きかけや地域や社会全体に対する対応をうまくつなぎ合わせるための組織づくりを構築しなければなりません、その協議会等の設置のお考えがあるかどうかお伺いします。自殺問題は人間の命の重さと尊厳にかかわる重大な問題です。我々みんなが周囲に関心を持ち、啓発し、訴えていくことが必ず防止につながることを信じて、私の一般質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。(拍手)(降壇)

〔市長 小畑 元君 登壇〕

○市長(小畑 元君) ただいまの小畑議員の御質問にお答えいたします。

大きい1点目、財政について。「財政健全化法」への今後の対応についてであります。財政健全化法により、地方公共団体の財政状況を判断する指標としてこれまでの普通会計における実質公債費比率・実質赤字比率の2つの指標に加え、連結実質赤字比率と将来負担比率が新設されました。連結実質赤字比率は全会計の実質赤字等の標準財政規模に対する比率であり、将来負担比率は公営企業・出資法人等を含めた普通会計の実質的負債の標準的財政規模に対する比率であります。これらの4つの指標については、平成19年度決算数値から公表が義務づけられることになりました。平成20年度決算数値からは政令基準値と比較して、4つの指標のうちいずれかが早期健全化基準より悪化した場合には、第1段階として財政健全化計画を議会の議決を経て策定し、市民に公表することが義務づけられ、さらに第2段階として将来負担比率を除く3つの指数のいずれかが財政再生基準より悪化した場合には、市税等の見直しなど国の管理下で財政再生に取り組む財政の再生計画の策定・議決・公表が義務づけられました。また、公営企業においては経常収益に占める企業債残高などの資金不足比率も新設され、この数値についても政令基準値を超えた場合には、公営企業において経営健全化計画の策定が義務づけられることとなりました。御質問の、本市の平成18年度決算数値で試算した場合、どう評価でき

るのかということではありますが、政令基準値、いわゆるイエローカードなのか、レッドカードなのかの判断基準値が12月7日に総務省から公表されましたので、それに当てはめて申し上げます。まず、実質赤字比率についてであります。早期健全化基準数値、いわゆるイエローカード数値は財政規模に応じ11.25%から15%、また、レッドカードに当たる再生基準数値は20%となっておりますが、本市の場合は平成18年度決算で黒字決算となっておりますので心配はありません。しかし先般、市議会の全員協議会の勉強会でお示した中期財政計画の歳入状況を厳しく見た試算ケース3では、平成21年度に収支不足、いわゆる赤字が6億2,000万円ほど発生する見込みとなっており、これを年度は違いますが、平成19年度の標準財政規模で試算しますと実質赤字比率が3.2%となり、基準値以下ではありますが赤字見込みとなることから、この対応として平成20年度の当初予算編成からこの21年度対策として取り組むよう指示しております。次に、実質公債費比率についてであります。先般の決算特別委員会でもお答えしておりますとおり、平成18年度決算数値は17.4%と、前年度より0.9ポイント悪化したものの、協議制から許可制となる基準の18%は下回っており、さらに標準財政規模などの分母が一定であるものとして平成19年度以降の数値を見込んだ場合でも、イエローカードに当たる早期健全化基準数値25%は下回る見込みであります。しかし、今後は公債費負担適正化計画を策定することとなることから、公債費の割合が急激に高くないよう実施事業の選択や平準化、また、事業費の効率化についても最大限努力してまいります。3つ目の連結実質赤字比率については、早期健全化基準数値は財政規模に応じ16.25%から20%、再生基準数値は30%とされておりますが、平成18年度の決算では普通会計では黒字であり、また、各特別会計及び各企業会計においても赤字額、いわゆる不良債務額は発生しておりませんので心配はありません。4つ目の指標である将来負担比率や公営企業に適用されます資金不足比率につきましては、早期健全化基準数値はそれぞれ350%、20%に設定されておりますが、その算定方法は現段階では確定していないことから18年度決算に置きかえて試算することができませんので、算定方法が示された段階で御報告申し上げたいと思います。今後この法律により、毎年度、政令基準値との比較による評価がされることとなりますので、国からの財源が不透明な中であっても将来に向けて自立した自治体として、また、持続可能な行政体として存続していくため、すべての会計について健全経営が継続できるよう努力してまいります。

2点目の学校図書館図書の整備については、後ほど教育長からお答え申し上げます。

大きい3点目、**自殺予防対策**について。①「相談・支援体制」、「ケア」等についての今後の**取り組み**についてであります。議員御指摘のとおり、平成18年の秋田県の自殺率は人口10万人当たり42.7人で、12年連続で自殺率が全国第1位となっておりますことから、県では7月10日に市町村の首長と議長を対象に、自殺予防に関する市町村トップセミナーを開催したところであります。私も受講しまして対策の必要性を強く認識し、7月23日に管理職を対象とした自殺予防研修会を開催いたしまして、その後庁内に自殺予防対策プロジェクトチームを編成し

予防対策に取り組んでおります。また、先月28日には文化会館において、自殺予防に関する研究の権威であります本橋豊秋田大学医学部長をお迎えし「地域でできる自殺予防・・・秋田県の取り組みから」と題し講演会を実施したところ、市民約270人の御参加をいただき、自殺予防に対する関心の高さを改めて実感したところであります。相談・支援体制、ケア等についての取り組みについては、心の健康づくり講座や保健師による心の相談、訪問指導を実施しているほか、必要に応じて保健所による精神保健相談や自殺予防講座、NPO法人メンタルヘルスビューローのカウンセリングを活用するなど、関係機関と連携して取り組んでおります。

②（仮称）連絡協議会の設置についてであります。11月28日の講演会の終了後に本橋医学部長から、「関係機関が集まって協議する場が必要だ」との御指摘をいただきましたことから、現在、協議会の設置について検討を進めているところであります。なお、市の自殺予防対策の取り組みにつきましては、1年間の総括を3月定例会で御報告申し上げたいと思っておりますので、御理解をお願いいたします。

以上であります。よろしく御理解を賜りますようお願い申し上げます。（降壇）

○教育長（仲澤鋭蔵君） 小畑議員の2点目、**学校図書館図書の整備**についてですが、**図書購入費として地方交付税に算入されている額が各小学校に配分されているのか**ということと、18年度と19年度の図書購入予算についてまとめてお答えいたします。18年度実績では小学校においては交付税充当額を上回る316万円が支出されており、小・中学校合わせますと376万円、児童生徒1人当たり578円の支出となっております。また、19年度当初においては小・中合計で954万円と倍以上の配当額となっております。なお、実際の配当に当たっては、これら図書購入費も含めて消耗品費として一括配当しており、その中で各学校がおのおの実情に応じた支出をしているところであります。なお、大館法人会様初め各団体、市民の皆様から18年度は4件、金額にして135万円、また今年度も既に4件、金額にして58万円ほどの学校図書購入費や図書の寄附を賜りましたことを御報告申し上げます。また、御質問の保護者負担の状況については、現在一部の学校で保護者負担を求めているケースもありますが、全小・中学校の詳細を把握しておりませんので、早急に調査して御報告申し上げたいと思います。

次に、「**大館市読書活動推進計画**」の現状についてであります。学校・家庭・地域・市立図書館でさまざまな施策を行っております。具体的には、市立図書館での読み聞かせ会や絵本を楽しむ会、学校と市立図書館の連携による調べ学習、市立図書館から児童館への団体貸し出しなどを実施してまいりました。学校においても読書習慣を身につけさせるための朝読書や昼読書、ボランティアによる読み聞かせなどの読書活動を日常の教育活動に取り入れるなどして、子供たちが読書の楽しさを味わうことができるよう、読書時間の確保や読書機会の充実を図っております。

以上であります。御理解賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（虹川久崇君） 以上で、一般質問を終わります。

## 日程第2 議案等の付託

○議長（虹川久崇君） 日程第2、議案等の付託を行います。

議案等43件は、お手元に配付してあります議案等付託表のとおり、それぞれ各委員会に付託いたします。

### 議 案 等 付 託 表

番 号	件 名	付託委員会
議案 第142号	大館市部設置条例の一部を改正する条例案	総 財 委
〃 第143号	職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例案	〃
〃 第144号	大館市職員の修学部分休業に関する条例案	〃
〃 第145号	大館市職員の高齢者部分休業に関する条例案	〃
〃 第146号	大館市職員の自己啓発等休業に関する条例案	〃
〃 第147号	大館市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例案	〃
〃 第148号	大館市保健センターに関する条例の一部を改正する条例案	厚 生 委
〃 第149号	大館市農業集落排水施設に関する条例の一部を改正する条例案	教 産 委
〃 第150号	大館市公設総合地方卸売市場条例の一部を改正する条例案	〃
〃 第151号	大館市農業委員会の選挙による委員の選挙区および選挙区定数条例の一部を改正する条例案	〃
〃 第152号	大館市営住宅に関する条例の一部を改正する条例案	建 水 委
〃 第153号	大館市定住化促進住宅に関する条例の一部を改正する条例案	〃
〃 第154号	大館市水道事業、工業用水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例案	〃
〃 第155号	公営企業に従事する企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例案	〃



議案 第156号	大館市水道給水条例の一部を改正する条例案	建 水 委
〃 第157号	大館市小規模水道等給水条例の一部を改正する条例案	厚 生 委
〃 第158号	大館市下水道条例の一部を改正する条例案	建 水 委
〃 第159号	大館市病院事業に地方公営企業法の全部を適用することに伴う関係条例の整備に関する条例案	(分 割)
	第1条 大館市職員定数条例 第2条 大館市職員の給与に関する条例 第3条 大館市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例 第4条 大館市職員等の旅費に関する条例 第5条 大館市個人情報保護条例 第6条 外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する条例 第7条 大館市情報公開条例 第8条 公益法人等への職員の派遣等に関する条例	総 財 委
	第9条 大館市立病院使用料及び手数料に関する条例 第10条 公営企業に従事する企業職員の給与の種類及び基準に関する条例 第11条 大館市病院事業の設置等に関する条例 第12条 大館市小規模水道等給水条例	厚 生 委
〃 第160号	大館市病院事業管理者の給与及び旅費に関する条例案	〃
〃 第161号	大館市ベニヤマ自然パークの指定管理者の指定について	教 産 委
〃 第162号	市道路線の廃止について（達子森線外3路線）	建 水 委
〃 第163号	市道路線の認定について（住吉町2号線外6路線）	〃
〃 第164号	平成19年度大館市一般会計補正予算（第8号）案	(分 割)
	第1条第1表 歳入歳出予算補正のうち、 歳入 全 部 歳出 第1款 議会費 第2款 総務費（ただし、第1項第19目・第21目及び第3項を除く） 第9款 消防費 第14款 予備費	総 財 委

	<p>第3条第3表 (1)債務負担行為補正のうち、通信回線使用料、警備業務委託料、駐車場管理業務委託料、清掃業務委託料（市庁舎）</p> <p>第4条第4表 (1)・(2)地方債補正（最終調整）</p>	
	<p>第1条第1表 歳入歳出予算補正のうち、</p> <p>歳出 第2款 総務費のうち、第1項第19目・第21目及び第3項</p> <p>第3款 民生費</p> <p>第4款 衛生費</p> <p>第3条第3表 (1)債務負担行為補正のうち、清掃業務委託料（総合福祉センター・城南保育園・たしろ保育園・保健センター）、平成19年災害援護資金利子補給補助金</p>	厚生委
	<p>第1条第1表 歳入歳出予算補正のうち、</p> <p>歳出 第5款 労働費</p> <p>第6款 農林水産業費</p> <p>第7款 商工費</p> <p>第10款 教育費</p> <p>第11款 災害復旧費のうち、第1項</p> <p>第2条第2表 繰越明許費のうち、</p> <p>第10款 教育費</p> <p>第3条第3表 (1)債務負担行為補正のうち、清掃業務委託料（中央公民館・中央図書館・長根山運動公園）、学校給食業務委託料、平成19年度農業経営基盤強化資金利子助成金</p>	教産委
	<p>第1条第1表 歳入歳出予算補正のうち、</p> <p>歳出 第8款 土木費</p> <p>第11款 災害復旧費のうち、第2項</p> <p>第2条第2表 繰越明許費のうち、</p> <p>第8款 土木費</p> <p>第3条第3表 (2)債務負担行為補正</p>	建水委
議案 第165号	平成19年度大館市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）案	厚生委
〃 第166号	平成19年度大館市老人保健特別会計補正予算（第3号）案	〃
〃 第167号	平成19年度大館市介護保険特別会計補正予算（第3号）案	〃

議案 第168号	平成19年度大館市介護サービス事業特別会計補正予算（第3号）案	厚生委
〃 第169号	平成19年度大館市戸別浄化槽整備事業特別会計補正予算（第4号）案	〃
〃 第170号	平成19年度大館市公設総合地方卸売市場特別会計補正予算（第3号）案	教産委
〃 第171号	平成19年度大館市農業集落排水事業特別会計補正予算（第4号）案	〃
〃 第172号	平成19年度大館市ベニヤマ自然パーク事業特別会計補正予算（第3号）案	〃
〃 第173号	平成19年度大館市都市計画事業特別会計補正予算（第4号）案	建水委
〃 第174号	平成19年度大館市財産区特別会計補正予算（第3号）案	総財委
〃 第175号	平成19年度大館市水道事業会計補正予算（第4号）案	建水委
〃 第176号	平成19年度大館市下水道事業会計補正予算（第4号）案	〃
〃 第177号	平成19年度大館市病院事業会計補正予算（第3号）案	厚生委
請願 第8号	大館市軽井沢地区内の共同墓地等の土砂崩れの災害復旧工事について	総財委
陳情 第8号	大館市立下川沿公民館の改築について	教産委
〃 第9号	後期高齢者医療制度に対する政府・厚生労働省への意見書の提出要請について	厚生委
〃 第10号	後期高齢者医療制度に対する秋田県後期高齢者医療広域連合への意見書の提出要請について	〃
〃 第11号	法務局の増員に関する意見書の提出要請について	総財委
〃 第12号	消費税の引き上げに反対する意見書の提出要請について	〃
〃 第13号	扇田地区都市計画道路事業の修正について	建水委

○議長（虻川久崇君） 以上で、本日の日程は全部終了いたしました。

次の会議は、12月20日午後1時開議といたします。

本日は、これにて散会いたします。

午後4時3分 散 会

---